社会保険労務士試験

２０２４
過去問テキスト

令和５年

AGAROOT
ACADEMY

目　次

選択式

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問１〕 2

労働者災害補償保険法

〔問２〕 6

雇用保険法

〔問３〕 10

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問４〕 15

社会保険に関する一般常識

〔問５〕 20

健康保険法

〔問６〕 24

厚生年金保険法

〔問７〕 28

国民年金法

〔問８〕 32

択一式

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問１〕 37

〔問２〕 39

〔問３〕 41

〔問４〕 43

〔問５〕 45

〔問６〕 47

〔問７〕 51

〔問８〕 53

〔問９〕 55

〔問 10〕 57
労働者災害補償保険法
〔問１〕 59
〔問２〕 63
〔問３〕 65
〔問４〕 67
〔問５〕 71
〔問６〕 73
〔問７〕 75
〔問８〕 77
〔問９〕 79
〔問 10〕 81
雇用保険法
〔問１〕 83
〔問２〕 85
〔問３〕 89
〔問４〕 91
〔問５〕 93
〔問６〕 95
〔問７〕 97
〔問８〕 99
〔問９〕 103
〔問 10〕 105
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識
〔問１〕 107
〔問２〕 109
〔問３〕 113
〔問４〕 117
〔問５〕 119
〔問６〕 121
〔問７〕 123

〔問８〕 125
〔問９〕 127
〔問10〕 129
健康保険法
〔問１〕 131
〔問２〕 133
〔問３〕 135
〔問４〕 137
〔問５〕 141
〔問６〕 143
〔問７〕 145
〔問８〕 149
〔問９〕 153
〔問10〕 155
厚生年金保険法
〔問１〕 157
〔問２〕 161
〔問３〕 163
〔問４〕 165
〔問５〕 167
〔問６〕 171
〔問７〕 173
〔問８〕 175
〔問９〕 179
〔問10〕 183
国民年金法
〔問１〕 185
〔問２〕 187
〔問３〕 189
〔問４〕 191
〔問５〕 193

〔問６〕 197
〔問７〕 199
〔問８〕 203
〔問９〕 207
〔問 10〕 209

選択式

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問１〕次の文中の ＿＿＿ の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

１　労働基準法の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から ＿A＿ 間行わない場合においては、時効によって消滅することとされている。

２　最高裁判所は、労働者の指定した年次有給休暇の期間が開始し又は経過した後にされた使用者の時季変更権行使の効力が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働者の年次有給休暇の請求（時季指定）に対する使用者の時季変更権の行使が、労働者の指定した休暇期間が開始し又は経過した後にされた場合であつても、労働者の休暇の請求自体がその指定した休暇期間の始期にきわめて接近してされたため使用者において時季変更権を行使するか否かを事前に判断する時間的余裕がなかつたようなときには、それが事前にされなかつたことのゆえに直ちに時季変更権の行使が不適法となるものではなく、客観的に右時季変更権を行使しうる事由が存し、かつ、その行使が ＿B＿ されたものである場合には、適法な時季変更権の行使があつたものとしてその効力を認めるのが相当である。」

３　最高裁判所は、マンションの住み込み管理員が所定労働時間の前後の一定の時間に断続的な業務に従事していた場合において、上記一定の時間が、管理員室の隣の居室に居て実作業に従事していない時間を含めて労働基準法上の労働時間に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法32条の労働時間（以下「労基法上の労働時間」という。）とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、実作業に従事していない時間（以下「不活動時間」という。）が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものというべきである〔…（略）…〕。そして、不活動時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということはで

きず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動時間であっても [C] が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるというべきである。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、[C] が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である」。

4　労働安全衛生法第35条は、重量の表示について、「一の貨物で、重量が [D] 以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。」と定めている。

5　労働安全衛生法第68条は、「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかつた労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、[E] しなければならない。」と定めている。

選択肢

①　２年	②　３年
③　５年	④　10 年
⑤　100 キログラム	⑥　500 キログラム
⑦　１トン	⑧　３トン
⑨　役務の提供における諾否の自由	
⑩　企業運営上の必要性から	
⑪　休業を勧奨	⑫　行政官庁の許可を受けて
⑬　厚生労働省令で定めるところにより	
⑭　使用者の指揮命令下に置かれていない場所への移動	
⑮　その就業を禁止	⑯　遅滞なく
⑰　当該時間の自由利用	⑱　必要な療養を勧奨
⑲　病状回復のために支援	⑳　労働からの解放

解答・解説

問１

Ａ　①　２年
Ｂ　⑯　遅滞なく
Ｃ　⑳　労働からの解放
Ｄ　⑦　１トン
Ｅ　⑮　その就業を禁止

本問１、時効についての設問（労働基準法115条）

労働基準法の規定による災害補償その他の請求権（賃金の請求権を除く。）はこれを行使することができる時から２年間行わない場合においては、時効によって消滅する。

時効　賃金の請求権…５年（当分の間３年）
　　　退職手当の請求権…５年
　　　災害補償、その他の請求権（賃金の請求権を除く。）…２年

本問２、年次有給休暇の時季変更権についての設問（昭57.3.18最一小此花電報電話局事件）

「…（略）…労働者の休暇の請求自体がその指定した休暇期間の始期にきわめて接近してされたため使用者において時季変更権を行使するか否かを事前に判断する時間的余裕がなかつたようなときには、それが事前にされなかつたことのゆえに直ちに時季変更権の行使が不適法となるものではなく、客観的に右時季変更権を行使しうる事由が存し、かつ、その行使が**遅滞なく**されたものである場合には、適法な時季変更権の行使があつたものとしてその効力を認めるのが相当である。」

本問３、不活動時間の労働時間性についての設問（平19.10.19最二小大林ファシリティーズ事件）

「…（略）…当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動時間であっても**労働からの解放**が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるというべきである。そして、当該時間において

労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である」。

本問４、労働安全衛生法の重量表示についての設問（労働安全衛生法35条）

「一の貨物で、重量が１トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。…（略）…」

本問５、労働安全衛生法の病者の就業禁止についての設問（労働安全衛生法68条）

「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかつた労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。」

労働者災害補償保険法

〔問２〕次の文中の [　　　] の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　労災保険法第14条第１項は、「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による [A] のため労働することができないために賃金を受けない日の第 [B] 日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の [C] に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による [A] のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日若しくは賃金が支払われる休暇（以下この項において「部分算定日」という。）又は複数事業労働者の部分算定日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額（第８条の２第２項第２号に定める額（以下この項において「最高限度額」という。）を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額）から部分算定日に対して支払われる賃金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額）の [C] に相当する額とする。」と規定している。

2　社会復帰促進等事業とは、労災保険法第29条によれば、①療養施設及びリハビリテーション施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰促進に必要な事業、②被災労働者の療養生活・介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族への資金貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、③業務災害防止活動に対する援助、 [D] に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに [E] の支払の確保を図るために必要な事業である。

選択肢

① 100 分の 50	② 100 分の 60
③ 100 分の 70	④ 100 分の 80
⑤ ２	⑥ ３
⑦ ４	⑧ ７
⑨ 苦痛	⑩ 健康診断
⑪ 災害時避難	⑫ 食費
⑬ 治療費	⑭ 賃金
⑮ 通院	⑯ 能力喪失
⑰ 防災訓練	⑱ 保護具費
⑲ 療養	⑳ 老人介護

解答・解説

問２

Ａ　⑲　療養
Ｂ　⑦　４
Ｃ　②　100分の60
Ｄ　⑩　健康診断
Ｅ　⑭　賃金

本問１、休業補償給付についての設問（労働者災害補償保険法14条１項）

「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第４日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日若しくは賃金が支払われる休暇（以下この項において「部分算定日」という。）又は複数事業労働者の部分算定日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額…（略）…から部分算定日に対して支払われる賃金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額）の100分の60に相当する額とする。」

本問２、社会復帰促進等事業についての設問（労働者災害補償保険法29条１項）

社会復帰促進等事業

①　【社会復帰促進事業】療養施設及びリハビリテーション施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰促進に必要な事業

②　【被災労働者等援護事業】被災労働者の療養生活・介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族への資金貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

③　【安全衛生確保等事業】業務災害防止活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

雇用保険法

〔問３〕次の文中の [　　] の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。技能習得手当は、受講手当及び [A] とする。受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日（基本手当の支給の対象となる日（雇用保険法第19条第１項の規定により基本手当が支給されないこととなる日を含む。）に限る。）について、[B] 分を限度として支給するものとする。

2　雇用保険法第45条において、日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前２月間に、その者について、労働保険徴収法第10条第２項第４号の印紙保険料が「 [C] 分以上納付されているとき」に、他の要件を満たす限り、支給することとされている。また、雇用保険法第53条に規定する特例給付について、同法第54条において「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後４月の期間内の失業している日について、[D] 分を限度とする。」とされている。

3　60歳の定年に達した受給資格者であり、かつ、基準日において雇用保険法第22条第２項に規定する就職が困難なものに該当しない者が、定年に達したことを機に令和４年３月31日に離職し、同年５月30日に６か月間求職の申込みをしないことを希望する旨を管轄公共職業安定所長に申し出て受給期間の延長が認められた後、同年８月１日から同年10月31日まで疾病により引き続き職業に就くことができなかった場合、管轄公共職業安定所長にその旨を申し出ることにより受給期間の延長は令和５年 [E] まで認められる。

選択肢

① ７月 31 日	② ９月 30 日
③ 10 月 31 日	④ 12 月 31 日
⑤ 30 日	⑥ 40 日
⑦ 50 日	⑧ 60 日
⑨ 移転費	⑩ 各月 13 日
⑪ 各月 15 日	⑫ 各月 26 日
⑬ 各月 30 日	⑭ 寄宿手当
⑮ 教育訓練給付金	⑯ 通算して 26 日
⑰ 通算して 30 日	⑱ 通算して 52 日
⑲ 通算して 60 日	⑳ 通所手当

解答・解説

問３

A　⑳　通所手当
B　⑥　40日
C　⑯　通算して26日
D　⑲　通算して60日
E　③　10月31日

本問１、技能習得手当についての設問（雇用保険法施行規則56条、57条１項）
技能習得手当は、受講手当及び 通所手当とする。
【受講手当】受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日について、40日分を限度として支給される。受講手当の日額は500円。
【通所手当】通所のため交通機関、自動車等を利用する者に対して、月額42,500円を限度として支給される。（原則として、通所の距離が２キロメートル未満のものは除く。）
本問２、日雇労働求職者給付金についての設問（雇用保険法45条、54条１項）
【雇用保険法45条】　日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前２月間に、その者について、労働保険徴収法第10条第２項第４号の印紙保険料が通算して26日分以上納付されているときに、第47条から第52条までに定めるところにより支給する。
【雇用保険法54条１項１号】日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後４月の期間内の失業している日について、通算して60日分を限度とする。
本問３、定年退職者等の受給期間の延長についての設問（行政手引50286）
定年退職者等の受給期間とされた期間内に、疾病又は負傷等の理由によりさらに受給期間の延長が認められる場合、加えることができる日数は、疾病又は負傷等の理由により職業に就くことができない期間の日数であるが、当該期間の全部又は一部が、猶予期間内にあるときは、当該疾病又は負傷等の理由により職業に就くことができない期間のうち、猶予期間内にない期間分の日数とする。なお、加えた期間が４年を超えるときは、受給期間は４年となる。

設問の場合、定年退職者等の受給期間の延長により、受給期間は１年６か月（令和５年９月30日まで）である。疾病を理由とする受給期間の延長として加えることができる日数は、疾病により職業に就くことができない期間（令和４年８月１日から同年10月31日）の一部が、猶予期間６か月（令和４年４月１日から同年９月30日）の期間内にあるため、猶予期間内にない期間分（令和４年10月１日から同年10月31日の31日分）となる。よって、受給期間に31日分を加え、令和５年**10月31日**までの受給期間の延長が認められる。

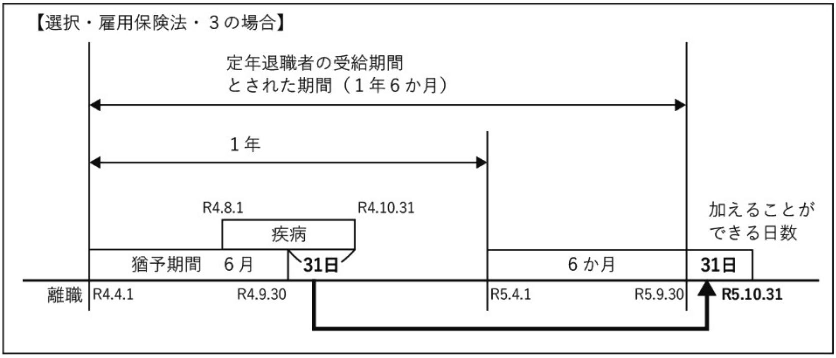

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問４〕次の文中の ［　　　］ の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

１　最高裁判所は、会社から採用内定を受けていた大学卒業予定者に対し、会社が行った採用内定取消は解約権の濫用に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

大学卒業予定者（被上告人）が、企業（上告人）の求人募集に応募し、その入社試験に合格して採用内定の通知（以下「本件採用内定通知」という。）を受け、企業からの求めに応じて、大学卒業のうえは間違いなく入社する旨及び一定の取消事由があるときは採用内定を取り消されても異存がない旨を記載した誓約書（以下「本件誓約書」という。）を提出し、その後、企業から会社の近況報告その他のパンフレットの送付を受けたり、企業からの指示により近況報告書を送付したなどのことがあり、他方、企業において、「［　A　］ことを考慮するとき、上告人からの募集（申込みの誘引）に対し、被上告人が応募したのは、労働契約の申込みであり、これに対する上告人からの採用内定通知は、右申込みに対する承諾であつて、被上告人の本件誓約書の提出とあいまつて、これにより、被上告人と上告人との間に、被上告人の就労の始期を昭和44年大学卒業直後とし、それまでの間、本件誓約書記載の５項目の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立したと解するのを相当とした原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。」企業の留保解約権に基づく大学卒業予定者の「採用内定の取消事由は、採用内定当時［　B　］、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られると解するのが相当である。」

２　労働者派遣法第35条の３は、「派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、［　C　］年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（第40条の２第１項各号のいずれかに該当するものを除く。）を行つてはならない。」と定めている。

３　最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用

者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度である。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはならない。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合については、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められており、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払わない場合については、［ D ］の罰則（30万円以下の罰金）が科せられる。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者等については、使用者が［ E ］の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている。

選択肢

① １	② ２
③ ３	④ ５
⑤ 厚生労働省労働基準局長	⑥ 厚生労働大臣

⑦ 知ることができず、また事業の円滑な運営の観点から看過できないような事実であつて

⑧ 知ることができず、また知ることが期待できないような事実であつて

⑨ 知ることができたが、調査の結果を待つていた事実であつて

⑩ 知ることができたが、被上告人が自ら申告しなかつた事実であつて

⑪ 賃金の支払の確保等に関する法律

⑫ 都道府県労働局長	⑬ パートタイム・有期雇用労働法

⑭ 本件採用内定通知に上告人の就業規則を同封していた

⑮ 本件採用内定通知により労働契約が成立したとはいえない旨を記載していなかつた

⑯ 本件採用内定通知の記載に基づいて採用内定式を開催し、制服の採寸及び職務で使用する物品の支給を行つていた

⑰ 本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていなかつた

⑱ 労働契約法	⑲ 労働基準監督署長

⑳ 労働基準法

解答・解説

問４

Ａ ⑰ 本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていなかつた

Ｂ ⑧ 知ることができず、また知ることが期待できないような事実であつて

Ｃ ③ ３

Ｄ ⑳ 労働基準法

Ｅ ⑫ 都道府県労働局長

本問１、採用内定についての設問（昭54.7.20最二小大日本印刷事件）

大学卒業予定者（被上告人）が、企業（上告人）の求人募集に応募し、その入社試験に合格して採用内定の通知（以下「本件採用内定通知」という。）を受け、企業からの求めに応じて、大学卒業のうえは間違いなく入社する旨及び一定の取消事由があるときは採用内定を取り消されても異存がない旨を記載した誓約書（以下「本件誓約書」という。）を提出し、その後、企業から会社の近況報告その他のパンフレットの送付を受けたり、企業からの指示により近況報告書を送付したなどのことがあり、他方、企業において、「本件採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていなかつたことを考慮するとき、上告人からの募集（申込みの誘引）に対し、被上告人が応募したのは、労働契約の申込みであり、これに対する上告人からの採用内定通知は、右申込みに対する承諾であつて、被上告人の本件誓約書の提出とあいまつて、これにより、被上告人と上告人との間に、被上告人の就労の始期を昭和44年大学卒業直後とし、それまでの間、本件誓約書記載の５項目の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立したと解するのを相当とした原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。」企業の留保解約権に基づく大学卒業予定者の「採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であつて、これを理由として採用内定を取消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られると解するのが相当である。」

本問２、労働者派遣期間についての設問（労働者派遣法35条の３）

「派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、３年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（第40条の２第１項各号のいずれかに該当するものを除く。）を行つてはならない。」

本問３、最低賃金額についての設問（労働基準法120条１号、最低賃金法７条）

特定最低賃金額（船員に適用されるものを除く。）以上の賃金を支払わない場合については、労働基準法24条１項に違反するものとして、労働基準法120条により、罰則（30万円以下の罰金）が科せられる。

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者等については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている。

社会保険に関する一般常識

〔問５〕次の文中の ［　　］ の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、本問の「５」は「令和４年版厚生労働白書（厚生労働省）」を参照しており、当該白書又は当該白書が引用している調査による用語及び統計等を利用している。

１　船員保険法第69条第５項の規定によると、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して ［ A ］ 間とされている。

２　高齢者医療確保法第20条の規定によると、保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、［ B ］ 以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は同法第26条第２項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

３　確定給付企業年金法第57条では、「掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって ［ C ］ ができるように計算されるものでなければならない。」と規定している。

４　小学校修了後中学校修了前の児童１人を監護し、かつ、この児童と生計を同じくしている日本国内に住所を有する父に支給する児童手当の額は、１か月につき ［ D ］ である。なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。

５　高齢化が更に進行し、「団塊の世代」の全員が75歳以上となる2025（令和７）年の日本では、およそ ［ E ］ 人に１人が75歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されている。

選択肢

① 3.5	② 5.5
③ 7.5	④ 9.5
⑤ １年	⑥ １年６か月
⑦ ２年	⑧ ３年
⑨ 35歳	⑩ 40歳
⑪ 65歳	⑫ 75歳
⑬ 10,000円	⑭ 15,000円
⑮ 20,000円	⑯ 30,000円
⑰ 掛金を負担すること	⑱ 財政の均衡を保つこと
⑲ 積立金の額が最低積立基準額を満たすこと	
⑳ 必要な給付を行うこと	

解答・解説

問５

A ⑧ ３年
B ⑩ 40歳
C ⑱ 財政の均衡を保つこと
D ⑬ 10,000円
E ② 5.5

本問１は、船員保険法における傷病手当金の支給期間に関する問題で、船員保険法69条５項からの出題である。

船員保険法第69条第５項の規定によると、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して３年間とされている。

本問２は、特定健康診査に関する問題で、高齢者医療確保法20条からの出題である。

高齢者医療確保法第20条の規定によると、保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は同法第26条第２項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

本問３は、確定給付企業年金法における掛金の額の基準に関する問題で、確定給付企業年金法57条からの出題である。

確定給付企業年金法第57条では、「掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。」と規定している。

本問４は、児童手当の支給額に関する問題で、児童手当法６条１項１号からの出題である。

小学校修了後中学校修了前の児童１人を監護し、かつ、この児童と生計を同じくしている日本国内に住所を有する父に支給する児童手当の額は、１か月につき

10,000円である。なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。

本問５は、75歳以上高齢者の割合に関する問題で、令和４年版厚生労働白書348ページからの出題である。

高齢化が更に進行し、「団塊の世代」の全員が75歳以上となる2025（令和７）年の日本では、およそ5.5人に１人が75歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されている。

健康保険法

〔問６〕次の文中の［　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

１　健康保険法第５条第２項によると、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、［ A ］が行う。

２　健康保険法施行令第42条によると、高額療養費多数回該当の場合とは、療養のあった月以前の［ B ］以内に既に高額療養費が支給されている月数が３か月以上ある場合をいい、４か月目からは一部負担金等の額が多数回該当の高額療養費算定基準額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給される。70歳未満の多数回該当の高額療養費算定基準額は、標準報酬月額が83万円以上の場合、［ C ］と定められている。

また、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者から健康保険組合の被保険者に変わる等、管掌する保険者が変わった場合、高額療養費の支給回数は［ D ］。

３　健康保険法第102条によると、被保険者（任意継続被保険者を除く。）が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合においては、［ E ］日）から出産の日後56日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。

選択肢

① 84	② 91
③ 98	④ 105
⑤ １年６か月	⑥ ２年
⑦ ６か月	⑧ 12 か月
⑨ 70 歳以上の者は通算される	⑩ 44,000 円
⑪ 93,000 円	⑫ 140,100 円
⑬ 670,000 円	⑭ 厚生労働大臣
⑮ 全国健康保険協会支部	⑯ 全国健康保険協会本部
⑰ 通算されない	⑱ 通算される
⑲ 日本年金機構	⑳ 保険者の判断により通算される

解答・解説

問６

A　⑭　厚生労働大臣
B　⑧　12か月
C　⑫　140,100円
D　⑰　通算されない
E　③　98

本問１は、協会管掌健康保険の事業に係る業務に関する問題で、健康保険法５条２項からの出題である。

健康保険法第５条第２項によると、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

本問２は、高額療養費の多数回該当に関する問題で、健康保険法施行令42条１項１号・２号、昭59.9.29保険発74号・庁保険発18号からの出題である。

健康保険法施行令第42条によると、高額療養費多数回該当の場合とは、療養のあった月以前の12か月以内に既に高額療養費が支給されている月数が３か月以上ある場合をいい、４か月目からは一部負担金等の額が多数回該当の高額療養費算定基準額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給される。70歳未満の多数回該当の高額療養費算定基準額は、標準報酬月額が83万円以上の場合、140,100円と定められている。

また、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者から健康保険組合の被保険者に変わる等、管掌する保険者が変わった場合、高額療養費の支給回数は通算されない。

本問３は、出産手当金の支給要件に関する問題で、健康保険法102条１項からの出題である。

健康保険法第102条によると、被保険者（任意継続被保険者を除く。）が出産したときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合においては、98日）から出産の日後56日までの間にお

いて労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。

厚生年金保険法

〔問７〕次の文中の［　　　］の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

１　厚生年金保険法第100条の９の規定によると、同法に規定する厚生労働大臣の権限（同法第100条の５第１項及び第２項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（同法第28条の４に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、［　A　］に委任することができ、［　A　］に委任された権限は、厚生労働省令（同法第28条の４に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、［　B　］に委任することができるとされている。

２　甲は20歳の誕生日に就職し、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したが、40代半ばから物忘れによる仕事でのミスが続き、46歳に達した日に退職をし、その翌日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した。退職した後、物忘れが悪化し、退職の３か月後に、当該症状について初めて病院で診察を受けたところ、若年性認知症の診断を受けた。その後、当該認知症に起因する障害により、障害認定日に障害等級２級に該当する程度の障害の状態にあると認定された。これにより、甲は障害年金を受給することができたが、障害等級２級に該当する程度の障害の状態のまま再就職することなく、令和５年４月に52歳で死亡した。甲には、死亡の当時、生計を同一にする50歳の妻（乙）と17歳の未婚の子がおり、乙の前年収入は年額500万円、子の前年収入は０円であった。この事例において、甲が受給していた障害年金と乙が受給できる遺族年金をすべて挙げれば、［　C　］となる。

３　令和Ｘ年度の年金額改定に用いる物価変動率がプラス0.2％、名目手取り賃金変動率がマイナス0.2％、マクロ経済スライドによるスライド調整率がマイナス0.3％、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分が０％だった場合、令和Ｘ年度の既裁定者（令和Ｘ年度が68歳到達年度以後である受給権者）の年金額は、前年度から［　D　］となる。なお、令和Ｘ年度においても、現行の年金額の改定ルールが適用されているものとする。

４　厚生年金保険法第67条第１項の規定によれば、配偶者又は子に対する遺族厚

生年金は、その配偶者又は子の所在が［ E ］以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、その所在が明らかでなくなったときにさかのぼって、その支給を停止する。

選択肢

① 0.1%の引下げ	② 0.2%の引下げ
③ 0.5%の引下げ	④ １か月
⑤ １年	⑥ ３か月
⑦ ３年	⑧ 国税庁長官
⑨ 財務大臣	⑩ 市町村長
⑪ 障害基礎年金、遺族基礎年金	
⑫ 障害基礎年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金	
⑬ 障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金	
⑭ 障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金	
⑮ 据置き	⑯ 地方厚生局長
⑰ 地方厚生支局長	⑱ 都道府県知事
⑲ 日本年金機構理事長	⑳ 年金事務所長

解答・解説

問７

Ａ　⑯　**地方厚生局長**

Ｂ　⑰　**地方厚生支局長**

Ｃ　⑫　**障害基礎年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金**

Ｄ　②　**0.2%の引下げ**

Ｅ　⑤　**１年**

本問１は、厚生労働大臣の権限の委任に関する問題で、厚生年金保険法100条の９第１項・２項からの出題である。

厚生年金保険法第100条の９の規定によると、同法に規定する厚生労働大臣の権限（同法第100条の５第１項及び第２項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（同法第28条の４に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができ、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令（同法第28条の４に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができるとされている。

本問２は、障害厚生年金、遺族厚生年金等の支給要件に関する問題で、厚生年金保険法47条１項、58条１項等からの出題である。

甲は20歳の誕生日に就職し、厚生年金保険の被保険者の資格を取得したが、40代半ばから物忘れによる仕事でのミスが続き、46歳に達した日に退職をし、その翌日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した。退職した後、物忘れが悪化し、退職の３か月後に、当該症状について初めて病院で診察を受けたところ、若年性認知症の診断を受けた。その後、当該認知症に起因する障害により、障害認定日に障害等級２級に該当する程度の障害の状態にあると認定された。これにより、甲は障害年金を受給することができたが、障害等級２級に該当する程度の障害の状態のまま再就職することなく、令和５年４月に52歳で死亡した。甲には、死亡の当時、生計を同一にする50歳の妻（乙）と17歳の未婚の子がおり、乙の前年収入は年額500万円、子の前年収入は０円であった。この事例において、甲が受給していた障害年金と乙が受給できる遺族年金をすべて挙げれば、**障害基礎年**

金、遺族基礎年金、遺族厚生年金となる。

本問３は、年金額の改定に関する問題で、厚生年金保険法43条の５第４項からの出題である。

令和Ｘ年度の年金額改定に用いる物価変動率がプラス0.2％、名目手取り賃金変動率がマイナス0.2％、マクロ経済スライドによるスライド調整率がマイナス0.3％、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分が０％だった場合、令和Ｘ年度の既裁定者（令和Ｘ年度が68歳到達年度以後である受給権者）の年金額は、前年度から0.2％の引下げとなる。なお、令和Ｘ年度においても、現行の年金額の改定ルールが適用されているものとする。

本問４は、遺族厚生年金の所在不明による支給停止に関する問題で、厚生年金保険法67条１項からの出題である。

厚生年金保険法第67条第１項の規定によれば、配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が１年以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、その所在が明らかでなくなったときにさかのぼって、その支給を停止する。

国民年金法

〔問８〕次の文中の [　　] の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1　国民年金法第74条第１項の規定によると、政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができるとされている。

⑴ [A] を行うこと。

⑵ 被保険者、受給権者その他の関係者（以下本問において「被保険者等」という。）に対し、[B] を行うこと。

⑶ 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の [C] に資する情報を提供すること。

2　国民年金法第２条では、「国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して [D] を行うものとする。」と規定されている。

3　国民年金法第７条第１項の規定によると、第１号被保険者、第２号被保険者及び第３号被保険者の被保険者としての要件については、いずれも [E] 要件が不要である。

選択肢

① 教育及び広報	② 国籍
③ 国内居住	④ 助言及び支援
⑤ 生活水準の向上	⑥ 生計維持
⑦ 相談その他の援助	⑧ 積立金の運用
⑨ 年金額の通知	⑩ 年金記録の整備
⑪ 年金記録の通知	⑫ 年金財政の開示
⑬ 年金支給	⑭ 年金制度の信頼増進
⑮ 年金の給付	⑯ 年齢
⑰ 必要な給付	⑱ 福祉の増進
⑲ 保険給付	⑳ 利便の向上

解答・解説

問８

Ａ　①　**教育及び広報**
Ｂ　⑦　**相談その他の援助**
Ｃ　⑳　**利便の向上**
Ｄ　⑰　**必要な給付**
Ｅ　②　**国籍**

本問１は、国民年金事業の円滑な実施を図るための措置に関する問題で、国民年金法74条１項からの出題である。

国民年金法第74条第１項の規定によると、政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができるとされている。

⑴　教育及び広報を行うこと。
⑵　被保険者、受給権者その他の関係者（以下本問において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。
⑶　被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

本問２は、国民年金の給付に関する問題で、国民年金法２条からの出題である。

国民年金法第２条では、「国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。」と規定されている。

本問３は、被保険者の資格に関する問題で、国民年金法７条１項からの出題である。

国民年金法第７条第１項の規定によると、第１号被保険者、第２号被保険者及び第３号被保険者の被保険者としての要件については、いずれも国籍要件が不要である。

択一式

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問１〕下記のとおり賃金を支払われている労働者が使用者の責に帰すべき事由により半日休業した場合、労働基準法第26条の休業手当に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

賃　　金：日給　１日10,000円

半日休業とした日の賃金は、半日分の5,000円が支払われた。

平均賃金：7,000円

A　使用者は、以下の算式により2,000円の休業手当を支払わなければならない。

7,000円－5,000円＝2,000円

B　半日は出勤し労働に従事させており、労働基準法第26条の休業には該当しないから、使用者は同条の休業手当ではなく通常の１日分の賃金10,000円を支払わなければならない。

C　使用者は、以下の算式により1,000円の休業手当を支払わなければならない。

10,000円×0.6－5,000円＝1,000円

D　使用者は、以下の算式により1,200円の休業手当を支払わなければならない。

（7,000円－5,000円）×0.6＝1,200円

E　使用者が休業手当として支払うべき金額は発生しない。

解答・解説

問１　正解Ｅ

Ａ－Ｅ　（労働基準法（以下、問７まで「法」とする）26条、昭27.8.7基収3445号）

１日の所定労働時間の一部のみ使用者の責に帰すべき事由による休業がなされた場合、使用者は、その日について平均賃金の100分の60に相当する金額を支払わなければならず、現実に就労した時間に対して支払われる賃金が平均賃金の100分の60に相当する金額に満たない場合には、その差額を支払わなければならない。設問の場合、半日の就労時間に対して支払われた賃金5,000円は、平均賃金の60％である4,200円（＝7,000円×60％）以上であるから、使用者が休業手当として支払うべき金額は発生しない。よって、**解答はＥが正しい。**

〔問２〕労働基準法第34条（以下本問において「本条」という。）に定める休憩時間に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記ＡからＥまでのうちどれか。

ア　休憩時間は、本条第２項により原則として一斉に与えなければならないとされているが、道路による貨物の運送の事業、倉庫における貨物の取扱いの事業には、この規定は適用されない。

イ　一昼夜交替制勤務は労働時間の延長ではなく二日間の所定労働時間を継続して勤務する場合であるから、本条の条文の解釈（一日の労働時間に対する休憩と解する）により一日の所定労働時間に対して１時間以上の休憩を与えるべきものと解して、２時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされている。

ウ　休憩時間中の外出について所属長の許可を受けさせるのは、事業場内において自由に休息し得る場合には必ずしも本条第３項（休憩時間の自由利用）に違反しない。

エ　本条第１項に定める「６時間を超える場合においては少くとも45分」とは、一勤務の実労働時間の総計が６時間を超え８時間までの場合は、その労働時間の途中に少なくとも45分の休憩を与えなければならないという意味であり、休憩時間の置かれる位置は問わない。

オ　工場の事務所において、昼食休憩時間に来客当番として待機させた場合、結果的に来客が１人もなかったとしても、休憩時間を与えたことにはならない。

Ａ　（アとイとウ）　　Ｂ　（アとイとエ）　　Ｃ　（アとエとオ）
Ｄ　（イとウとオ）　　Ｅ　（ウとエとオ）

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとエとオを正しいとするＥが正解となる。

問２　正解Ｅ

ア　×（法34条２項、労働基準法施行規則（以下、問７まで「則」とする）31条）

倉庫における貨物の取扱いの事業（貨物取扱業）は、休憩の一斉付与の規定が適用される。なお、道路による貨物の運送の事業（運輸交通業）は適用除外であるという記述は正しい。

【休憩の一斉付与　適用除外】
①　労使協定を締結した場合（法34条２項）
②　適用除外業種（則31条）
　運輸交通業、商業、金融広告業、映画演劇業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、官公署の事業
③　坑内労働（法38条２項）

イ　×（昭23.5.10基収1582号）

一昼夜交替勤務における休憩の与え方について、法律上は、一勤務として勤務の途中に１時間の休憩を与えればよいとされている。

ウ　〇（昭23.10.30基発1575号）

設問のとおり正しい。なお、休憩自由利用について、事業場の規律保持上必要な制限を加えることは、休憩の目的を害わない限り差し支えないとされている。（昭22.9.13発基17号）

エ　〇（法34条１項）

設問のとおり正しい。なお、休憩時間を労働時間の途中に与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。

オ　〇（平11.3.31基発168号ほか）

設問のとおり正しい。昼食休憩時間の来客当番（手待時間）は、休憩時間ではなく労働時間であると解され、実際に来客がなかった場合であっても労働時間に該当する。

〔問３〕労働基準法の年少者及び妊産婦等に係る規定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　年少者を坑内で労働させてはならないが、年少者でなくても、妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た女性については、坑内で行われるすべての業務に就かせてはならない。

B　女性労働者が妊娠中絶を行った場合、産前６週間の休業の問題は発生しないが、妊娠４か月（１か月28日として計算する。）以後行った場合には、産後の休業について定めた労働基準法第65条第２項の適用がある。

C　６週間以内に出産する予定の女性労働者が休業を請求せず引き続き就業している場合は、労働基準法第19条の解雇制限期間にはならないが、その期間中は女性労働者を解雇することのないよう行政指導を行うこととされている。

D　災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等を規定した労働基準法第33条第１項は年少者にも適用されるが、妊産婦が請求した場合においては、同項を適用して時間外労働等をさせることはできない。

E　年少者の、深夜業に関する労働基準法第61条の「使用してはならない」、危険有害業務の就業制限に関する同法第62条の「業務に就かせてはならない」及び坑内労働の禁止に関する同法第63条の「労働させてはならない」は、それぞれ表現が異なっているが、すべて現実に労働させることを禁止する趣旨である。

解答・解説

問３　正解Ａ

Ａ　×（法63条、法64条の２）

妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た「産後１年を経過しない女性」については、坑内で行われるすべての業務に就かせてはならない。

なお、これに該当しない満18歳以上の女性についても、一定の坑内業務（坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの）の就業が制限されている。

Ｂ　〇（昭26.4.2婦発113号）

設問のとおり正しい。出産とは妊娠４か月以上の分娩とし、生産のみならず、死産（人工妊娠中絶は含まれる。）も含むものであり、妊娠中絶を妊娠４か月以後行った場合には、法65条２項の規定の適用がある。

Ｃ　〇（昭25.6.16基収1526号）

設問のとおり正しい。法19条において、使用者は、「産前産後の女性が第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない」としている。

Ｄ　〇（法60条１項、法66条２項）

設問のとおり正しい。法66条２項において、使用者は、妊産婦が請求した場合においては、法33条１項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働）の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならないと規定している。

Ｅ　〇（法61条、法62条、法63条）

設問のとおり正しい。

〔問４〕労働基準法の総則（第１条～第12条）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　労働基準法第２条により、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」であるが、個々の労働者と使用者の間では「対等の立場」は事実上困難であるため、同条は、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないと定めている。

B　特定の思想、信条に従って行う行動が企業の秩序維持に対し重大な影響を及ぼす場合、その秩序違反行為そのものを理由として差別的取扱いをすることは、労働基準法第３条に違反するものではない。

C　労働基準法第５条に定める「監禁」とは、物質的障害をもって一定の区画された場所から脱出できない状態に置くことによって、労働者の身体を拘束することをいい、物質的障害がない場合には同条の「監禁」に該当することはない。

D　法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合、労働基準法第６条違反が成立するのは利益を得た法人に限定され、法人のために違反行為を計画し、かつ実行した従業員については、その者が現実に利益を得ていなければ同条違反は成立しない。

E　労働基準法第10条にいう「使用者」は、企業内で比較的地位の高い者として一律に決まるものであるから、同法第９条にいう「労働者」に該当する者が、同時に同法第10条にいう「使用者」に該当することはない。

解答・解説

問４ 正解Ｂ

Ａ ×（法２条）

法２条において、使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならないという規定はない。

Ｂ 〇（法３条）

設問のとおり正しい。法３条において、特定の思想、信条を持っていること自体を理由に差別的取扱いを行うことは禁止されているが、これらの信条等に基づく行為が、職場の秩序を乱す場合、その行為に対する差別的取扱いを行うことは法３条違反とならない。

Ｃ ×（法５条、昭22.9.13発基17号ほか）

法５条にいう監禁は、刑法220条に規定する監禁であり、一定の区画された場所から脱出できない状態に置くことによって労働者の身体の自由を拘束することをいい、必ずしも物質的障害をもって手段とする必要はない。

Ｄ ×（法６条、昭34.2.16基収8770号）

法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合、当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員については、現実に利益を得たか否かにかかわらず、法６条違反が成立する。

Ｅ ×（法９条、法10条、昭23.3.17基発461号ほか）

企業内の地位の高低のみで、「使用者」又は「労働者」と一律に結論付けることはできない。例えば、法人の重役（業務執行権又は代表権を持たない者)、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて法９条にいう「労働者」となる。また、労働者であっても、同時に、企業内の事項につき、労働基準法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられている場合、法10条にいう「使用者」に該当する場合がある。

〔問５〕労働基準法に定める労働契約等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　労働基準法第14条第１項に規定する期間を超える期間を定めた労働契約を締結した場合は、同条違反となり、当該労働契約は、期間の定めのない労働契約となる。

B　社宅が単なる福利厚生施設とみなされる場合においては、社宅を供与すべき旨の条件は労働基準法第15条第１項の「労働条件」に含まれないから、労働契約の締結に当たり同旨の条件を付していたにもかかわらず、社宅を供与しなかったときでも、同条第２項による労働契約の解除権を行使することはできない。

C　使用者が労働者からの申出に基づき、生活必需品の購入等のための生活資金を貸付け、その後この貸付金を賃金から分割控除する場合においても、その貸付の原因、期間、金額、金利の有無等を総合的に判断して労働することが条件となっていないことが極めて明白な場合には、労働基準法第17条の規定は適用されない。

D　労働者が、労働基準法第22条に基づく退職時の証明を求める回数については制限はない。

E　従来の取引事業場が休業状態となり、発注品がないために事業が金融難に陥った場合には、労働基準法第19条及び第20条にいう「やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合」に該当しない。

解答・解説

問５　正解Ａ

Ａ　×（法13条、法14条１項）

法14条１項に規定する期間を超える期間を定めた労働契約を締結した場合は、当該労働契約の期間は、法13条（法違反の契約）の規定により、法14条１項に定める基準となる。例えば、法14条１項により契約期間の上限を３年とする労働契約であるにもかかわらず、10年の労働契約を締結した場合、３年の労働契約をしたものとされる。

Ｂ　〇（法15条、昭23.11.27基収3514号）

設問のとおり正しい。なお、社宅を利用する利益が、法11条にいう賃金である場合は、社宅を供与すべき旨の条件は、法15条１項の「賃金、労働時間その他の労働条件」であるからこれを供与しなかった場合は、同条２項の規定が適用される。（昭和23.11.27基収3514号）

Ｃ　〇（法17条、昭23.10.15基発1510号）

設問のとおり正しい。法17条の規定は、前借金により身分的拘束を伴い労働が強制されるおそれがあること等を防止するため「労働することを条件とする前貸の債権」と賃金を相殺することを禁止するものであるため、設問の場合には本条の規定は適用されない。

Ｄ　〇（法22条、平11.3.31基発169号）

設問のとおり正しい。なお、退職時の証明について、請求権の時効は２年である。（平11.3.31基発169号）

Ｅ　〇（法19条、法20条、昭63.3.14基発150号）

設問のとおり正しい。事業経営上の見通しの誤りのような事業主の危険負担に属すべき事由に起因して資材入手難、金融難に陥った場合は、やむを得ない事由に該当しない。

〔問６〕労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　労働基準法第24条第１項に定めるいわゆる直接払の原則は、労働者と無関係の第三者に賃金を支払うことを禁止するものであるから、労働者の親権者その他法定代理人に支払うことは直接払の原則に違反しないが、労働者の委任を受けた任意代理人に支払うことは直接払の原則に違反する。

B　いかなる事業場であれ、労働基準法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出された者でないこと、という要件さえ満たせば、労働基準法第24条第１項ただし書に規定する当該事業場の「労働者の過半数を代表する者」に該当する。

C　賃金の所定支払日が休日に当たる場合に、その支払日を繰り上げることを定めることだけでなく、その支払日を繰り下げることを定めることも労働基準法第24条第２項に定めるいわゆる一定期日払に違反しない。

D　使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならないが、その支払いには労働基準法第24条第１項の規定は適用されない。

E　会社に法令違反の疑いがあったことから、労働組合がその改善を要求して部分ストライキを行った場合に、同社がストライキに先立ち、労働組合の要求を一部受け入れ、一応首肯しうる改善案を発表したのに対し、労働組合がもっぱら自らの判断によって当初からの要求の貫徹を目指してストライキを決行したという事情があるとしても、法令違反の疑いによって本件ストライキの発生を招いた点及びストライキを長期化させた点について使用者側に過失があり、同社が労働組合所属のストライキ不参加労働者の労働が社会観念上無価値となったため同労働者に対して命じた休業は、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」によるものであるとして、同労働者は同条に定める休業手当を請求することができるとするのが、最高裁判所の判例である。

解答・解説

問６　正解Ｃ

Ａ　×（法24条、昭63.3.14基発150号）

設問の“労働者の親権者その他法定代理人に支払うこと”は、直接払の原則に「違反する」。労働者が第三者に賃金受領権限を与えようとする委任、代理等の法律行為は無効である。ただし、使者に対して賃金を支払うことは差し支えないとされる。（昭63.3.14基発150号）

Ｂ　×（則６条の２）

設問記載の要件に該当するのみでは不十分である。「労働者の過半数を代表する者」とは、原則として、次の①（設問に記載の要件）と②のいずれにも該当する者である。

①　【法の規定により選出された者】

労働基準法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものではないこと。

②　【管理監督者ではない者】

法41条２号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

ただし、②に該当する者がいない事業場にあっては、一定の規定（※）に係る「労働者の過半数を代表する者」は、①に該当する者で足りる。

（※）法18条２項（貯蓄金管理協定）、法24条１項ただし書（賃金全額払いの例外）、法39条４項・６項・９項ただし書（年次有給休暇の時間単位取得・計画付与・休暇中の賃金）、法90条１項（就業規則作成手続の意見聴取）

Ｃ　〇（法24条２項）

設問のとおり正しい。賃金支払日が休日の場合に、支払日を繰り上げ又は繰り下げる場合には、就業規則にその旨を規定する必要がある。

Ｄ　×（法25条）

非常時払についても、法24条１項の通貨払、直接払、全額払の規定は適用される。なお、労働者がやむを得ない事由により１週間以上にわたって帰郷する場合も、非常時払の対象となる。（則９条）

Ｅ　×（昭62.7.17最二小ノース・ウエスト航空事件）

最高裁判所の判例においては、本件ストライキは、もっぱら労働組合が自らの主体的判断とその責任に基づいて行ったものとみるべきであって、会社側に起因する事象ということはできないとし、一部の者によるストライキの結果、ストライキ不参加労働者に使用者が休業を命じた期間中の労働は社会観念上無価値となったのであるから、当該休業は、法26条の「使用者の責に帰すべき事由」によるものということはできず、同労働者は同条に定める休業手当を請求することはできないとしている。

〔問７〕労働基準法に定める労働時間等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　労働基準法第32条の３に定めるフレックスタイム制において同法第36条第１項の協定（以下本問において「時間外・休日労働協定」という。）を締結する際、１日について延長することができる時間を協定する必要はなく、１か月及び１年について協定すれば足りる。

B　労使当事者は、時間外・休日労働協定において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる業務の種類について定めるに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならない。

C　労働基準法に定められた労働時間規制が適用される労働者が事業主を異にする複数の事業場で労働する場合、労働基準法第38条第１項により、当該労働者に係る同法第32条・第40条に定める法定労働時間及び同法第34条に定める休憩に関する規定の適用については、労働時間を通算することとされている。

D　労働基準法第39条第５項ただし書にいう「事業の正常な運営を妨げる場合」か否かの判断に当たり、勤務割による勤務体制がとられている事業場において、「使用者としての通常の配慮をすれば、勤務割を変更して代替勤務者を配置することが客観的に可能な状況にあると認められるにもかかわらず、使用者がそのための配慮をしないことにより代替勤務者が配置されないときは、必要配置人員を欠くものとして事業の正常な運営を妨げる場合に当たるということはできないと解するのが相当である。」とするのが、最高裁判所の判例である。

E　使用者は、労働時間の適正な把握を行うべき労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することとされているが、その方法としては、原則として「使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること」、「タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること」のいずれかの方法によることとされている。

解答・解説

問７ 正解Ｃ

Ａ ○（平30.12.28基発1228第15号）

設問のとおり正しい。

Ｂ ○（平30.9.7厚労告323号）

設問のとおり正しい。設問は、「労働基準法第36条第１項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」の４条（業務区分の細分化）の規定である。

Ｃ ×（令2.9.1基発0901第３号）

設問の“同法第34条に定める休憩に関する規定”の適用については、労働時間は「通算されない」。

労働者が事業主を異にする複数の事業場で労働する場合において、休憩（法34条）、休日（法35条）、年次有給休暇（法39条）については、その適用において自らの事業場における労働時間及び他の使用者の事業場における労働時間は通算されない。

Ｄ ○（昭62.7.10最二小弘前電報電話局事件）

設問のとおり正しい。判例においては、使用者が勤務割を変更して代替勤務者を配置することが可能であるときに、休暇目的を考慮して勤務割変更の配慮をせずに時季変更権を行使することは許されないとしている。

Ｅ ○（平29.1.20基発0120第３号）

設問のとおり正しい。設問は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」で示された、始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法である。同ガイドラインでは、原則的な方法によることなく自己申告制を採用する場合、使用者が講ずべき措置として、「自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと」等の措置が示されている。

〔問８〕労働安全衛生法第37条第１項の「特定機械等」（特に危険な作業を必要とする機械等であって、これを製造しようとする者はあらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならないもの）として、労働安全衛生法施行令に掲げられていないものはどれか。ただし、いずれも本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除くものとする。

A 「ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和39年法律第170号）の適用を受けるものを除く。）」

B 「つり上げ荷重が３トン以上（スタツカー式クレーンにあつては、１トン以上）のクレーン」

C 「つり上げ荷重が３トン以上の移動式クレーン」

D 「積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が１トン以上のエレベーター」

E 「機体重量が３トン以上の車両系建設機械」

解答・解説

問８　正解Ｅ

Ａ－Ｄ　○（労働安全衛生法（以下、問10まで「法」とする）37条１項、労働安全衛生法施行令（以下、問10まで「令」とする）12条１項）

設問のとおり正しい。設問の機械は、特定機械等に該当する。

Ｅ　×（法37条１項、令12条）

「機体重量が３トン以上の車両系建設機械」は特定機械等に該当しない。

【特定機械等】

令12条１項　法37条１項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

1　**ボイラー**（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

2　**第１種圧力容器**（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法等の適用を受けるものを除く。）

3　つり上げ荷重が３トン以上（スタッカー式クレーンにあっては１トン以上）の**クレーン**

4　つり上げ荷重が３トン以上の**移動式クレーン**

5　つり上げ荷重が２トン以上の**デリック**

6　積載荷重（エレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。）、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が１トン以上の**エレベーター**

7　ガイドレール（昇降路を有するものにあっては、昇降路。）の高さが18メートル以上の**建設用リフト**（積載荷重が0.25トン未満のものを除く。）

8　**ゴンドラ**

〔問９〕労働安全衛生法の対象となる作業・業務について、同法に基づく規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　金属をアーク溶接する作業には、特定化学物質障害予防規則の適用がある。

B　自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務には、鉛中毒予防規則の適用がある。

C　重量の５パーセントを超えるトルエンを含む塗料を用いて行う塗装の業務には、有機溶剤中毒予防規則の適用がある。

D　潜水業務（潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務をいう。）には、酸素欠乏症等防止規則の適用がある。

E　フォークリフトを用いて行う作業には、労働安全衛生規則の適用がある。

解答・解説

問９　正解Ｄ

Ａ　〇（特定化学物質障害予防規則38条の21ほか）

設問のとおり正しい。特定化学物質障害予防規則においては、「事業者は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。」等の規定が定められている。

Ｂ　〇（鉛中毒予防規則１条５号リほか）

設問のとおり正しい。鉛中毒予防規則１条５号リの「自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務」について、同規則16条では「事業者は、屋内作業場において、第１条第５号リの鉛業務に労働者を従事させるときは、当該業務を行なう作業場所に、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。」と規定している。

Ｃ　〇（有機溶剤中毒予防規則１条６号リほか）

設問のとおり正しい。本条における有機溶剤含有物とは、有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の５パーセントを超えて含有するものをいう。

Ｄ　×（高気圧作業安全衛生規則１条の２第３号、８条ほか）

設問の潜水業務には、「高気圧作業安全衛生規則」の適用がある。なお、酸素欠乏症等防止規則は、酸素欠乏危険場所での作業に係る基準を定めた規則であって、例えば、タンク内等の通風が不十分な場所において、炭酸ガス等を使用して行う溶接の作業などが該当する。

Ｅ　〇（労働安全衛生規則（以下、問10まで「則」とする）151条の16～151条の26ほか）

設問のとおり正しい。事業者は、フォークリフトについて、使用の制限、定期自主検査、特定自主検査等の規定の適用を受ける。

〔問10〕労働安全衛生法の健康診断に係る規定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　事業者は、労働安全衛生法第66条第１項の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

B　事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならないが、医師による健康診断を受けた後、６月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

C　事業者（常時100人以上の労働者を使用する事業者に限る。）は、労働安全衛生規則第44条の定期健康診断又は同規則第45条の特定業務従事者の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、所定の様式の定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

D　事業者は、労働安全衛生規則第44条の定期健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）を通知しなければならない。

E　労働者は、労働安全衛生法の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、その旨を明らかにする書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

解答・解説

問10　正解Ａ

Ａ　〇（法66条の４）

法66条の４についての出題であり、事業者は、健康診断の結果に基づいて医師又は歯科医師から意見聴取を行わなければならない。

（なお、設問では、法66条１項の健康診断（医師による健康診断）とあるが、「医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない」と記載されているため、正誤の判断に迷う設問ではある。）

Ｂ　×（則43条）

設問の「６月」が誤り。正しくは、「３月」である。

Ｃ　×（則52条１項）

設問の「常時100人以上」が誤り。正しくは、「常時50人以上」である。

Ｄ　×（則51条の４、平8.10.1公示１号）

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

Ｅ　×（法66条５項）

設問の「その旨を明らかにする書面」が誤り。正しくは、「他の医師又は歯科医師の行う労働安全衛生法の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面」である。

労働者災害補償保険法
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

〔問１〕「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第１号）における「業務による心理的負荷の強度の判断」のうち、出来事が複数ある場合の全体評価に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

A 複数の出来事のうち、いずれかの出来事が「強」の評価となる場合は、業務による心理的負荷を「強」と判断する。

B 複数の出来事が関連して生じている場合、「中」である出来事があり、それに関連する別の出来事（それ単独では「中」の評価）が生じた場合には、後発の出来事は先発の出来事の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を評価する。

C 単独の出来事の心理的負荷が「中」である複数の出来事が関連なく生じている場合、全体評価は「中」又は「強」となる。

D 単独の出来事の心理的負荷が「中」である出来事一つと、「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価も「中」となる。

E 単独の出来事の心理的負荷が「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価は「中」又は「弱」となる。

解答・解説

問１　正解Ｅ

Ａ－Ｄ　○（平23.12.26基発1226第１号心理的負荷による精神障害の認定基準）
設問のとおり正しい。

Ｅ　×（平23.12.26基発1226第１号心理的負荷による精神障害の認定基準）
設問の場合、全体評価は「弱」となる。

※心理的負荷による精神障害の認定基準については、令和５年９月より改正された。（令5.9.1基発0901第２号）

心理的負荷による精神障害の認定基準（令5.9.1基発0901第２号）
第４　２⑶複数の出来事の評価
対象疾病の発病に関与する業務による出来事が複数ある場合には、次のように業務による心理的負荷の全体を総合的に評価する。
ア　前記⑵によりそれぞれの具体的出来事について総合評価を行い、**いずれかの具体的出来事によって「強」の判断が可能な場合は、業務による心理的負荷を「強」と判断する。**
イ　いずれの出来事でも単独では「強」と評価できない場合には、それらの複数の出来事について、関連して生じているのか、関連なく生じているのかを判断した上で、次により心理的負荷の全体を総合的に判断する。
㋐　**出来事が関連して生じている場合**には、その全体を一つの出来事として評価することとし、原則として最初の出来事を具体的出来事として別表１に当てはめ、関連して生じた各出来事は出来事後の状況とみなす方法により、その全体について総合的な評価を行う。
具体的には、**「中」である出来事があり、それに関連する別の出来事（それ単独では「中」の評価）が生じた場合には、後発の出来事は先発の出来事の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を総合的に評価する。**
なお、同一時点で生じた事象を異なる視点から検討している場合や、同一の原因により複数の事象が生じている場合、先発の出来事の結果次の出来事が生じている場合等については、複数の出来事が関連して生じた場合と考えられる。
㋑　**ある出来事に関連せずに他の出来事が生じている場合であって、単独の出来事の評価が「中」と評価する出来事が複数生じているときには、**それらの出来事が生じた時期の近接の程度、各出来事と発病との時間的な近接の程度、各出来事の継続期間、各出来事の内容、出来事の数等によって、総合的な評価が「強」となる場合もあり得ることを踏まえつつ、事案に応じて心理

的負荷の全体を評価する。この場合、**全体の総合的な評価は、「強」又は「中」となる。**

当該評価に当たり、それぞれの出来事が時間的に近接・重複して生じている場合には、「強」の水準に至るか否かは事案によるとしても、全体の総合的な評価はそれぞれの出来事の評価よりも強くなると考えられる。

一方、それぞれの出来事が完結して落ち着いた状況となった後に次の出来事が生じているときには、原則として、全体の総合的な評価はそれぞれの出来事の評価と同一になると考えられる。

また、**単独の出来事の心理的負荷が「中」である出来事が一つあるほかには「弱」の出来事しかない場合には原則として全体の総合的な評価も「中」であり、「弱」の出来事が複数生じている場合には原則として全体の総合的な評価も「弱」となる。**

〔問２〕業務上の災害により、ひじ関節の機能に障害を残し（第12級の６）、かつ、四歯に対し歯科補てつを加えた（第14級の２）場合の、障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級として正しいものはどれか。

A　併合第10級

B　併合第11級

C　併合第12級

D　併合第13級

E　併合第14級

解答・解説

問２　正解Ｃ

Ａ－Ｅ（労働者災害補償保険法施行規則（以下、問７まで「則」とする）14条２項）

同一の業務上の災害により、身体障害が２以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。設問の場合は、「第14級」と「第12級」であるので、併合により「第12級」となる。なお、併合の場合、以下の場合に併合繰上げの規定が適用となるが、設問の場合はこれに当たらない。よって、**解答はＣが正しい。**

【併合】重い方の身体障害の該当する障害等級による。

【併合繰上げ】①第13級以上に該当する身体障害が２以上
→重い方の障害等級を１級繰上げ
②第８級以上に該当する身体障害が２以上
→重い方の障害等級を２級繰上げ
③第５級以上に該当する身体障害が２以上
→重い方の障害等級を３級繰上げ

〔問３〕「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和３年９月14日付け基発0914第１号）で取り扱われる対象疾病に含まれるものは、次のアからオの記述のうちいくつあるか。

ア　狭心症

イ　心停止（心臓性突然死を含む。）

ウ　重篤な心不全

エ　くも膜下出血

オ　大動脈解離

A　一つ

B　二つ

C　三つ

D　四つ

E　五つ

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アからオの五つを含まれるとするＥが正解となる。

問３　正解Ｅ

アーオ　（令3.9.14基発0914第１号）

設問の疾病は、脳・心臓疾患の認定基準における対象疾病に該当する。

> 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準
> 【対象疾病】
> ⑴　脳血管疾患
> 　①　脳内出血（脳出血）
> 　②　くも膜下出血
> 　③　脳梗塞
> 　④　高血圧性脳症
> ⑵　虚血性心疾患等
> 　①　心筋梗塞
> 　②　狭心症
> 　③　心停止（心臓性突然死を含む。）
> 　④　重篤な心不全
> 　⑤　大動脈解離

〔問４〕労災年金と厚生年金・国民年金との間の併給調整に関する次のアからオの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

なお、昭和60年改正前の厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法の規定による年金給付が支給される場合については、考慮しない。また、調整率を乗じて得た額が、調整前の労災年金額から支給される厚生年金等の額を減じた残りの額を下回る場合も考慮しない。

ア　同一の事由により障害補償年金と障害厚生年金及び障害基礎年金を受給する場合、障害補償年金の支給額は、0.73の調整率を乗じて得た額となる。

イ　障害基礎年金のみを既に受給している者が新たに障害補償年金を受け取る場合、障害補償年金の支給額は、0.83の調整率を乗じて得た額となる。

ウ　障害基礎年金のみを受給している者が遺族補償年金を受け取る場合、遺族補償年金の支給額は、0.88の調整率を乗じて得た額となる。

エ　同一の事由により遺族補償年金と遺族厚生年金及び遺族基礎年金を受給する場合、遺族補償年金の支給額は、0.80の調整率を乗じて得た額となる。

オ　遺族基礎年金のみを受給している者が障害補償年金を受け取る場合、障害補償年金の支給額は、0.88の調整率を乗じて得た額となる。

A　一つ

B　二つ

C　三つ

D　四つ

E　五つ

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとエの二つを正しいとするＢが正解となる。

問４　正解Ｂ

ア　○（労働者災害補償保険法（以下、問７まで「法」とする）別表第１、労働者災害補償保険法施行令（以下、問７まで「令」とする）２条、４条、６条）

設問のとおり正しい。設問の場合、同一の事由により、障害補償年金（労災保険の給付）と障害厚生年金及び障害基礎年金（社会保険の給付）が支給されるため、障害補償年金は当該年金額に調整率0.73を乗じて減額して支給される。

	障害基礎年金	障害厚生年金	障害基礎年金 及び障害厚生年金
障害補償年金	0.88	0.83	0.73

イ　×（法別表第１）

設問の場合、障害基礎年金（社会保険の給付）と、障害補償年金（労災保険の給付）が、同一の事由により支給されるものではないため、障害補償年金の支給額についての調整は行われない。

ウ　×（法別表第１）

設問の場合、障害基礎年金（社会保険の給付）と、遺族補償年金（労災保険の給付）が、同一の事由により支給されるものではないため、遺族補償年金の支給額についての調整は行われない。

エ　○（法別表第１、令２条、４条、６条）

設問のとおり正しい。設問の場合、同一の事由により、遺族補償年金（労災保険の給付）と遺族厚生年金及び遺族基礎年金（社会保険の給付）が支給されるため、遺族補償年金は当該年金額に調整率0.80を乗じて減額して支給される。

	遺族基礎年金 又は寡婦年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金 及び遺族厚生年金
遺族補償年金	0.88	0.84	0.80

オ　×（法別表第１）

設問の場合、遺族基礎年金（社会保険の給付）と、障害補償年金（労災保険の給付）が、同一の事由により支給されるものではないため、障害補償年金の支給額についての調整は行われない。

〔問５〕遺族補償年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　妻である労働者の死亡当時、無職であった障害の状態にない50歳の夫は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものであるから、遺族補償年金の受給資格者である。

B　労働者の死亡当時、負傷又は疾病が治らず、身体の機能又は精神に労働が高度の制限を受ける程度以上の障害があるものの、障害基礎年金を受給していた子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとはいえないため、遺族補償年金の受給資格者ではない。

C　労働者の死亡当時、胎児であった子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとはいえないため、出生後も遺族補償年金の受給資格者ではない。

D　労働者が就職後極めて短期間の間に死亡したため、死亡した労働者の収入で生計を維持するに至らなかった遺族でも、労働者が生存していたとすればその収入によって生計を維持する関係がまもなく常態となるに至ったであろうことが明らかな場合は、遺族補償年金の受給資格者である。

E　労働者の死亡当時、30歳未満であった子のない妻は、遺族補償年金の受給開始から５年が経つと、遺族補償年金の受給権を失う。

解答・解説

問５　正解Ｄ

Ａ　×（法16条の２第１項、昭40法附則43条１項）

設問の夫は、年齢要件（55歳以上）に該当しないため、遺族補償年金の受給資格者とならない。

【遺族補償等年金において、夫が受給資格者となる要件】 ①労働者死亡の当時、当該労働者の収入によって**生計を維持**していたこと ②労働者の死亡の当時、 ⑴　**60歳以上又は障害の状態**（身体に障害等級の第５級以上に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態）にあること ⑵　**55歳以上60歳未満**であり、障害の状態にあるものでないこと

Ｂ　×（法16条の２第１項、則15条）

子が障害基礎年金を受給していたことをもって、労働者との生計維持関係が認められないとする規定はない。設問の子は、障害要件に該当するため、生計維持関係にある場合は、受給資格者となる。

Ｃ　×（法16条の２第２項）

労働者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、将来に向かって、その子は、労働者と生計維持関係があった子とみなされる。よって、設問の子は、出生したときに遺族補償年金の受給資格者となる。

Ｄ　〇（法16条の２第１項、昭41.10.22基発1108号）

設問のとおり正しい。設問の場合は、生計維持関係が「常態であった」ものと認められるとされている。

Ｅ　×（法16条の４）

設問の場合、妻の遺族補償年金の受給権は消滅しない。妻の遺族補償年金の受給権が消滅するのは、①死亡したとき、②婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき、③直系血族又は直系姻族以外の者の養子（事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき、である。

〔問６〕労災保険給付に関する決定（処分）に不服がある場合の救済手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　労災保険給付に関する決定に不服のある者は、都道府県労働局長に対して審査請求を行うことができる。

B　審査請求をした日から１か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、審査請求は棄却されたものとみなすことができる。

C　処分の取消しの訴えは、再審査請求に対する労働保険審査会の決定を経た後でなければ、提起することができない。

D　医師による傷病の治ゆ認定は、療養補償給付の支給に影響を与えることから、審査請求の対象となる。

E　障害補償給付の不支給処分を受けた者が審査請求前に死亡した場合、その相続人は、当該不支給処分について審査請求人適格を有する。

解答・解説

問６　正解Ｅ

Ａ　×（法38条１項）

労災保険給付に関する決定に不服のある者は、「労働者災害補償保険審査官」に対して審査請求を行うことができる。なお、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

Ｂ　×（法38条２項）

設問の「１か月」が誤り。正しくは、「３か月」である。

Ｃ　×（法40条）

労災保険給付に関する決定の処分の取消しの訴えは、当該処分についての「審査請求」に対する「労働者災害補償保険審査官」の決定を経た後でなければ、提起することができない。

Ｄ　×（法38条１項、昭35.8.17基発691号）

審査請求の対象となる「保険給付に関する決定」とは、直接受給権者の権利に法律的効果を及ぼす処分をいう。傷病の治ゆ認定は、決定の前提となる事実認定であるため、審査請求の対象とならない。傷病の治ゆ認定のほか、業務上外、給付基礎日額の認定も同様の扱いであり、審査請求の対象とならない。

Ｅ　〇（法38条１項ほか）

審査請求をすることができる者（審査請求人適格を有する者）は、保険給付に関する不当処分により直接自己の権利利益を侵害されたとする者、つまり、原処分を受けた者が該当するが、処分を直接受けない第三者であっても、直接に自己の権利利益を侵害されたことを主張できる者、例えば、障害補償給付の不支給処分を受けた者が審査請求前に死亡した場合の相続人もこれに該当するとされる。

〔問７〕新卒で甲会社に正社員として入社した労働者Ｐは、入社１年目の終了時に、脳血管疾患を発症しその日のうちに死亡した。Ｐは死亡前の１年間、毎週月曜から金曜に１日８時間甲会社で働くと同時に、学生時代からパートタイム労働者として勤務していた乙会社との労働契約も継続し、日曜に乙会社で働いていた。また、死亡６か月前から４か月前は丙会社において、死亡３か月前から死亡時までは丁会社において、それぞれ３か月の期間の定めのある労働契約でパートタイム労働者として、毎週月曜から金曜まで甲会社の勤務を終えた後に働いていた。Ｐの遺族は、Ｐの死亡は業務災害又は複数業務要因災害によるものであるとして所轄労働基準監督署長に対し遺族補償給付又は複数事業労働者遺族給付の支給を求めた。当該署長は、甲会社の労働時間のみでは業務上の過重負荷があったとはいえず、Ｐの死亡は業務災害によるものとは認められず、また甲会社と乙会社の労働時間を合計しても業務上の過重負荷があったとはいえないが、甲会社と丙会社・丁会社の労働時間を合計した場合には業務上の過重負荷があったと評価でき、個体側要因や業務以外の過重負荷により発症したとはいえないことから、Ｐの死亡は複数業務要因災害によるものと認められると判断した。Ｐの遺族への複数事業労働者遺族給付を行う場合における給付基礎日額の算定に当たって基礎とする額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　甲会社につき算定した給付基礎日額である。

B　甲会社・乙会社それぞれにつき算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額である。

C　甲会社・丁会社それぞれにつき算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額である。

D　甲会社・丙会社・丁会社それぞれにつき算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額である。

E　甲会社・乙会社・丁会社それぞれにつき算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額である。

問７　正解Ｅ

Ａ−Ｅ　（法８条３項、則９条の２の２、令2.8.21基発0821第２号）

複数事業労働者に関する保険給付に係る給付基礎日額は、原則として、当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額となる。複数業務要因災害の認定がなされ、遅発性疾病等の診断が確定した日においていずれかの事業場に使用されている場合、給付基礎日額は、遅発性疾病等の診断が確定した日以前３か月間に使用されていた事業場の給付基礎日額相当額により算定する。よって、設問の場合、複数事業労働者遺族給付に係る給付基礎日額は、脳血管疾患を発症した日（遅発性疾病等の診断が確定した日）以前３か月間に使用されていた、「甲会社、乙会社、丁会社」の３社それぞれにつき算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額となる。よって、**解答はＥが正しい。**

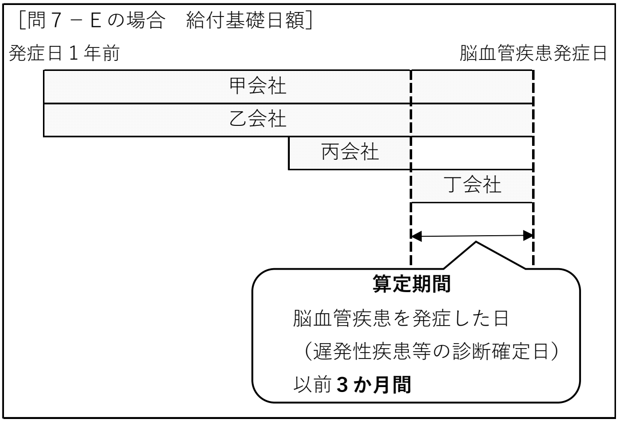

〔問８〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問においては保険年度の中途に特別加入者の事業の変更や異動等はないものとする。

A　中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の４であり、当該中小事業主等が労災保険法第34条第１項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のとき、令和５年度の保険年度１年間における第１種特別加入保険料の額は17,520円となる。

B　有期事業について、中小事業主等が労災保険法第34条第１項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者が概算保険料として納付すべき第１種特別加入保険料の額は、同項の承認に係る全期間における特別加入保険料算定基礎額の総額の見込額に当該事業についての第１種特別加入保険料率を乗じて算定した額とされる。

C　労災保険法第35条第１項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者に係る給付基礎日額が12,000円である場合、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和５年度の保険年度１年間における第２種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。

D　フードデリバリーの自転車配達員が労災保険法の規定により労災保険に特別加入をすることができる者とされた場合、当該者が納付する特別加入保険料は第２種特別加入保険料である。

E　中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の９であり、当該中小事業主等に雇用される者が労災保険法第36条第１項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のとき、令和５年度の保険年度１年間における第３種特別加入保険料の額は39,420円となる。

解答・解説

問８　正解Ｅ

Ａ　○（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、問10まで「法」とする）13条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下、問10まで「則」とする）21条１項、則21条の２、則別表４）

設問のとおり正しい。第１種特別加入保険料の額は、「特別加入保険料算定基礎額の総額（給付基礎日額×365）×第１種特別加入保険料率（中小事業主等が行う事業に係る労災保険率)」にて算出する。設問の場合、12,000円×365×1000分の４＝17,520円となる。

Ｂ　○（法13条、則21条２項、則21条の２）

設問のとおり正しい。有期事業の場合、概算保険料として納付すべき第１種特別加入保険料の額は、同項の承認に係る全期間で算定する。

Ｃ　○（法14条１項、則22条、則23条、則別表４、５）

設問のとおり正しい。第２種特別加入保険料の額は、「特別加入保険料算定基礎額の総額（給付基礎日額×365）×第２種特別加入保険料率（事業又は作業の種類により1000分の３から1000分の52の範囲内で定められる)」にて算出する。設問の場合、最も高い保険料の額は、最も高い保険料率（1000分の52）を適用して計算し、12,000円×365×1000分の52＝227,760円となる。すなわち、227,760円を超えることはない。

Ｄ　○（法14条１項、則別表５、労働者災害補償保険法35条１項、労働者災害補償保険法施行規則46条の17第１号）

設問のとおり正しい。設問の者は、「原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業」を行う一人親方等に該当し、特別加入の対象者となる。

Ｅ　×（法14条の２第１項、則23条の２、則23条の３、則別表４）

第３種特別加入保険料の額は、「特別加入保険料算定基礎額の総額（給付基礎日額×365）×第３種特別加入保険料率（1000分の３)」にて算出する。設問の場合、12,000円×365×1000分の３＝「13,140円」となる。

〔問９〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　労働保険事務組合の主たる事務所が所在する都道府県に主たる事務所を持つ事業の事業主のほか、他の都道府県に主たる事務所を持つ事業の事業主についても、当該労働保険事務組合に労働保険事務を委託することができる。

B　労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、必要があると認めたときは、当該労働保険事務組合に対し、当該労働保険事務組合が労働保険事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域について必要な指示をすることができる。

C　労働保険事務組合は労働保険徴収法第33条第２項に規定する厚生労働大臣の認可を受けることによって全く新しい団体が設立されるわけではなく、既存の事業主の団体等がその事業の一環として、事業主が処理すべき労働保険事務を代理して処理するものである。

D　労働保険事務組合事務処理規約に規定する期限までに、確定保険料申告書を作成するための事実を事業主が報告したにもかかわらず、労働保険事務組合が労働保険徴収法の定める申告期限までに確定保険料申告書を提出しなかったため、所轄都道府県労働局歳入徴収官が確定保険料の額を認定決定し、追徴金を徴収することとした場合、当該事業主が当該追徴金を納付するための金銭を当該労働保険事務組合に交付しなかったときは、当該労働保険事務組合は政府に対して当該追徴金の納付責任を負うことはない。

E　清掃業を主たる事業とする事業主は、その使用する労働者数が臨時に増加し一時的に300人を超えることとなった場合でも、常態として300人以下であれば労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託することができる。

解答・解説

問９　正解Ｄ

Ａ　○（平12.3.31発労徴31号）

設問のとおり正しい。令和２年３月までは、労働保険事務組合に委託する事業主の所在地に制限（隣接する都道府県に主たる事務所がある事業主が、全委託事業主の20％以内）があったが、令和２年４月１日からは、この所在地の制限がなくなった。

Ｂ　○（則62条３項）

設問のとおり正しい。

Ｃ　○（平12.3.31発労徴31号）

設問のとおり正しい。なお、労働保険事務組合は事業主の代理人として、労働保険事務を処理するものであるから、健康保険法の健康保険組合のように保険者として保険事業を管掌するものではない。

Ｄ　×（法35条２項）

政府が追徴金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとされる。設問の場合、追徴金の徴収について、「労働保険事務組合の責めに帰すべき理由がある」ため、労働保険事務組合は、当該追徴金の納付責任を負う。

Ｅ　○（法33条１項、則62条２項）

設問のとおり正しい。労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託できる事業主の範囲については、その事業の種類により、常時使用する労働者数が以下のとおり定められている。

事業の種類	常時使用労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人
卸売業、サービス業	100人
上記以外	300人

〔問10〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　事業主が同一人である２以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、労働保険徴収法施行規則第10条で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該２以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることを継続事業の一括という。

B　継続事業の一括に当たって、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業と、一元適用事業であって労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業とは、一括できない。

C　継続事業の一括に当たって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業については、それぞれの事業が労災保険率表による事業の種類を同じくしている必要はない。

D　暫定任意適用事業にあっては、継続事業の一括の申請前に労働保険の保険関係が成立していなくとも、任意加入の申請と同時に一括の申請をして差し支えない。

E　労働保険徴収法第９条の継続事業の一括の認可を受けようとする事業主は、所定の申請書を同条の規定による厚生労働大臣の一の事業の指定を受けることを希望する事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならないが、指定される事業は当該事業主の希望する事業と必ずしも一致しない場合がある。

解答・解説

問10　正解Ｃ

Ａ　〇（法９条、則10条１項）

設問のとおり正しい。なお、継続事業の一括に係る厚生労働大臣の認可があったときは、徴収法の適用については、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

Ｂ　〇（法９条、則10条１項）

設問のとおり正しい。継続事業の一括は、それぞれの事業について成立している保険関係が同じであることが要件となるため、設問の場合は一括できない。

Ｃ　×（法９条、則10条１項、則別表第１）

継続事業の一括は、それぞれの事業が労災保険率表による事業の種類を同じくすることが必要である。雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業についても、継続事業の一括を行うには、この要件を満たす必要がある。

Ｄ　〇（則10条１項、昭40.7.31基発901号）

設問のとおり正しい。

Ｅ　〇（則10条２項ほか）

設問のとおり正しい。なお、継続事業の一括の規定による「指定」は、継続事業の一括の認可申請を受けた所轄都道府県労働局長が当該申請に係る認可をする際に行う。

雇用保険法

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

〔問１〕雇用保険の被保険者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　名目的に就任している監査役であって、常態的に従業員として事業主との間に明確な雇用関係があると認められる場合は、被保険者となる。

B　専ら家事に従事する家事使用人は、被保険者とならない。

C　個人事業の事業主と同居している親族は、当該事業主の業務上の指揮命令を受け、就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われ、取締役等に該当しない場合には、被保険者となる。

D　ワーキング・ホリデー制度による入国者は、旅行資金を補うための就労が認められるものであることから、被保険者とならない。

E　日本の民間企業等に技能実習生（在留資格「技能実習１号イ」、「技能実習１号ロ」、「技能実習２号イ」及び「技能実習２号ロ」の活動に従事する者）として受け入れられ、講習を経て技能等の修得をする活動を行う者は被保険者とならない。

解答・解説

問１　正解Ｅ

Ａ　〇（行政手引20351）

設問のとおり正しい。監査役は、原則として被保険者とならないが、設問の要件に該当する場合は、被保険者となる。

Ｂ　〇（行政手引20351）

設問のとおり正しい。家事使用人は被保険者とならない。ただし、適用事業に雇用されて主として家事以外の労働に従事することを本務とする者は、家事に使用されることがあっても被保険者となる。

Ｃ　〇（行政手引20351）

設問のとおり正しい。個人事業の事業主と同居している親族は、原則として被保険者とならないが、設問の要件に該当する場合は被保険者となる。

Ｄ　〇（行政手引20352）

設問のとおり正しい。

Ｅ　×（行政手引20352）

諸外国の青壮年労働者が、日本の民間企業等に技能実習生（在留資格「技能実習１号イ」、「技能実習１号ロ」、「技能実習２号イ」及び「技能実習２号ロ」の活動に従事する者）として受け入れられ、技能等の修得をする活動を行う場合には、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となる。

〔問２〕失業の認定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　基本手当に係る失業の認定日において、前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間の日数が14日未満となる場合、求職活動を行った実績が１回以上確認できた場合には、当該期間に属する、他に不認定となる事由がある日以外の各日について、失業の認定が行われる。

B　許可・届出のある民間職業紹介機関へ登録し、同日に職業相談、職業紹介等を受けなかったが求人情報を閲覧した場合、求職活動実績に該当する。

C　失業の認定日が就職日の前日である場合、当該認定日において就労していない限り、前回の認定日から当該認定日の翌日までの期間について失業の認定をすることができる。

D　求職活動実績の確認のためには、所定の失業認定申告書に記載された受給資格者の自己申告のほか、求職活動に利用した機関や応募先事業所の確認印がある証明書が必要である。

E　受給資格者が被保険者とならないような登録型派遣就業を行った場合、当該派遣就業に係る雇用契約期間につき失業の認定が行われる。

問２　正解Ａ

Ａ　○（行政手引51254）

設問のとおり正しい。失業の認定においては、認定対象期間に、求職活動実績が、原則２回以上あることを要するが、次のいずれかに該当する場合には、求職活動実績は１回以上あれば足りるものとされる。

①就職困難者

②初回支給認定日における認定対象期間

③認定対象期間の日数が14日未満

④求人への応募を行った場合

⑤巡回職業相談所又は市町村長の取次ぎによる失業の認定を行う場合

⑥巡回職業相談所又は市町村取次ぎによる失業の認定の一定の対象地域（管轄公共職業安定所と当該自治体との間で「タブレット端末等を活用した受給資格決定等の実施に係る協定書」を締結している場合に限る。）に居住する受給資格者が、管轄する市町村役場に来庁して、又は受給資格者の自宅からオンライン面談による失業の認定を行う場合

Ｂ　×（行政手引51254）

職業紹介機関への登録、求人情報の閲覧だけでは、求職活動実績には該当しない。

Ｃ　×（行政手引51251）

失業の認定は、原則として前回の認定日以後、当該認定日の前日までの期間について行うものであるが、認定日が、次の①～③に該当する場合は、当該認定日を含めた期間（前回の認定日から当該認定日までの期間）について失業の認定をすることもできるとされている。

①就職日の前日である場合

②受給期間の最終日である場合

③支給終了日である場合

Ｄ　×（行政手引51254）

求職活動実績については、原則として、失業認定申告書による受給資格者の

自己申告に基づいて判断することとされており、求職活動に利用した機関や応募先事業所の証明（確認印）等は求めない。

E　×（行政手引51256）

受給資格者が被保険者とならないような派遣就業を行った場合、通常、当該期間が「就職」していた期間であるから、当該期間につき失業の認定は行われない。

〔問３〕雇用保険法における賃金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　退職金相当額の全部又は一部を労働者の在職中に給与に上乗せする等により支払う、いわゆる「前払い退職金」は、臨時に支払われる賃金及び３か月を超える期間ごとに支払われる賃金に該当する場合を除き、原則として、賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲に含まれる。

B　支給額の計算の基礎が月に対応する住宅手当の支払が便宜上年３回以内にまとめて支払われる場合、当該手当は賃金日額の算定の基礎に含まれない。

C　基本手当の受給資格者が、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によって収入を得た場合であって、当該収入を得るに至った日の後における最初の失業の認定日にその旨の届出をしないとき、公共職業安定所長は、当該失業の認定日において失業の認定をした日分の基本手当の支給の決定を次の基本手当を支給すべき日まで延期することができる。

D　雇用保険法第18条第３項に規定する最低賃金日額は、同条第１項及び第２項の規定により変更された自動変更対象額が適用される年度の４月１日に効力を有する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に20を乗じて得た額を７で除して得た額とされる。

E　介護休業に伴う勤務時間短縮措置により賃金が低下している期間に倒産、解雇等の理由により離職し、受給資格を取得し一定の要件を満たした場合であって、離職時に算定される賃金日額が当該短縮措置開始時に離職したとみなした場合に算定される賃金日額に比べて低い場合は、当該短縮措置開始時に離職したとみなした場合に算定される賃金日額により基本手当の日額が算定される。

解答・解説

問３　正解Ｂ

Ａ　〇（行政手引50503）

設問のとおり正しい。退職金について、労働者の退職後（退職を事由として、事業主の都合等により退職前に一時金として支払われる場合を含む。）に一時金又は年金として支払われるものは、賃金日額算定の基礎に算入されない。ただし、「前払い退職金」については、設問に記載の取扱いがなされる。

Ｂ　×（雇用保険法（以下、問７まで「法」とする）17条１項、行政手引50453）

賃金日額の算定においては、３か月を超える期間ごとに支払われる賃金は除かれる。単に支払事務の便宜等のために年３回以内にまとめて支払うものは「３か月を超える期間ごとに支払われる賃金」に該当しない。したがって、設問の住宅手当は、賃金日額の算定の基礎に含まれる。

Ｃ　〇（法19条３項、雇用保険法施行規則（以下、問７まで「則」とする）29条）

設問のとおり正しい。なお、「自己の労働による収入」とは短時間就労による収入であり、原則として１日の労働時間が４時間未満のもの（被保険者となる場合を除く。）であって、就職とはいえない程度のものをいう（雇用関係の有無は問わない。）。（行政手引51652）

Ｄ　〇（則28条の５）

設問のとおり正しい。各年度の８月１日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額に達しないものは、当該年度の８月１日以後、当該最低賃金日額とする。（法18条３項）

Ｅ　〇（法17条３項、行政手引50661ほか）

設問のとおり正しい。設問の勤務時間短縮措置の適用時における賃金日額算定の特例は、介護休業のほか、育児休業、育児・介護に伴う勤務時間短縮措置が行われていた場合も対象とされる。

〔問４〕訓練延長給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　訓練延長給付の支給を受けようとする者は、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を初めて受講した日以降の失業認定日において受講証明書を提出することにより、当該公共職業訓練等を受け終わるまで失業の認定を受けることはない。

B　受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために待期している期間内の失業している日は、訓練延長給付の支給対象とならない。

C　公共職業安定所長がその指示した公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難であると認めた者は、30日から当該公共職業訓練等を受け終わる日における基本手当の支給残日数（30日に満たない場合に限る。）を差し引いた日数の訓練延長給付を受給することができる。

D　訓練延長給付を受ける者が所定の訓練期間終了前に中途退所した場合、訓練延長給付に係る公共職業訓練等受講開始時に遡って訓練延長給付を返還しなければならない。

E　公共職業安定所長は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第４条第２項に規定する認定職業訓練を、訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等として指示することができない。

解答・解説

問４　正解Ｃ

Ａ　×（法24条１項、則24条ほか）

訓練延長給付は、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練を受けている期間中も支給され、失業の認定は、１月に１回、直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）について行うものとされる。

Ｂ　×（法24条１項、雇用保険法施行令（以下、問７まで「令」とする）４条）

訓練延長給付は、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練を受けるために待機している期間（当該訓練を受け始める日の前日までの引き続く90日間に限る。）も支給対象となる。

Ｃ　〇（法24条２項、令５条１項）

設問のとおり正しい。なお、受講後の訓練延長給付について、その受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業訓練を中途で辞めた者、公共職業安定所が行う再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだことのある者等は、支給対象とならない。（令５条２項）

Ｄ　×（行政手引52354）

訓練生が所定の訓練等の期間終了前に、中途退所した場合、その退所の日後の日については、失業の認定を行わないこととされているが、受講開始時に遡って訓練延長給付を返還しなければならないとする規定はない。

Ｅ　×（法15条３項、法24条１項、行政手引52351ほか）

設問の認定職業訓練は、訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等として指示することが「できる」。

〔問５〕就職促進給付に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記ＡからＥまでのうちどれか。

ア　障害者雇用促進法に定める身体障害者が１年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた場合、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の３分の１未満であれば就業促進手当を受給することができない。

イ　受給資格者が１年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた日前３年の期間内に厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことにより就業促進手当の支給を受けたことがあるときは、就業促進手当を受給することができない。

ウ　受給資格者が公共職業安定所の紹介した雇用期間が１年未満の職業に就くためその住居又は居所を変更する場合、移転費を受給することができる。

エ　職業に就いた者（１年を超え引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就く等、安定した職業に就いた者を除く。）であって当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の３分の１以上かつ45日以上のものに対して支給される就業促進手当の額は、雇用保険法第56条の３にいう基本手当日額に10分の３を乗じて得た額である。

オ　受給資格者が公共職業安定所の職業指導に従って行う再就職の促進を図るための職業に関する教育訓練を修了した場合、当該教育訓練の受講のために支払った費用につき、教育訓練給付金の支給を受けていないときに、その費用の額の100分の30（その額が10万円を超えるときは、10万円）が短期訓練受講費として支給される。

Ａ　（アとイ）　　Ｂ　（アとウ）　　Ｃ　（イとエ）
Ｄ　（ウとオ）　　Ｅ　（エとオ）

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエを正しいとするＣが正解となる。

問５　正解Ｃ

ア　×（法56条の３第１項２号、則82条の３）

設問の者は、就業促進手当（常用就職支度手当）の受給対象者となる。

イ　○（法56条の３第２項、則82条の４）

設問のとおり正しい。

ウ　×（則86条）

雇用期間が１年未満であるときは、移転費は支給されない。

エ　○（法56条の３第１項１号イ、３項１号、行政手引57001）

設問のとおり正しい。設問の就業促進手当（就業手当）を支給したときは、当該就業促進手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。（法56条の３第４項）

オ　×（則100条の２、則100条の３）

設問の「100分の30」が誤り。正しくは、「100分の20」である。なお、短期訓練受講費は、当該教育訓練の受講のために支払った費用のうち、入学料及び受講料が対象となる。

〔問６〕次の場合の第１子に係る育児休業給付金の支給単位期間の合計月数として正しいものはどれか。

令和３年10月１日、初めて一般被保険者として雇用され、継続して週５日勤務していた者が、令和５年11月１日産前休業を開始した。同年12月９日第１子を出産し、翌日より令和６年２月３日まで産後休業を取得した。翌日より育児休業を取得し、同年５月４日職場復帰した。その後同年６月10日から再び育児休業を取得し、同年８月10日職場復帰した後、同年11月９日から同年12月８日まで雇用保険法第61条の７第２項の厚生労働省令で定める場合に該当しない３度目の育児休業を取得して翌日職場復帰した。

A　０か月
B　３か月
C　４か月
D　５か月
E　６か月

解答・解説

問６　正解Ｄ

Ａ－Ｅ（法61条の７第２項、５項、行政手引59503-2）

産後休業は育児休業の支給対象となる休業に含まれない。また、同一の子について３回目以降の育児休業は、厚生労働省令で定める場合に該当するものを除いて、育児休業給付金は支給されない。よって、設問の場合、育児休業給付金が支給されるのは、第１回目及び第２回目の育児休業となる。育児休業給付金の支給単位期間は、育児休業をした期間を、休業開始応当日から各翌月の休業開始応当日の前日（当該育児休業を終了した日の属する月にあっては、当該育児休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。したがって、設問の場合、支給単位期間の合計月数は、第１回目の３か月（令和６年２月４日～同年５月３日）と第２回目の２か月（同年６月10日～同年８月９日）を合わせた５か月となり、**解答はＤが正しい。**

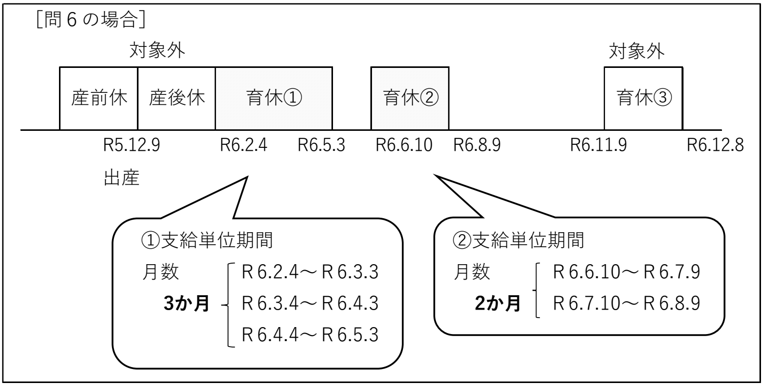

〔問７〕教育訓練給付金の支給申請手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　特定一般教育訓練期間中に被保険者資格を喪失した場合であっても、対象特定一般教育訓練開始日において支給要件期間を満たす者については、対象特定一般教育訓練に係る修了の要件を満たす限り、特定一般教育訓練給付金の支給対象となる。

B　一般教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、疾病又は負傷、在職中であることその他やむを得ない理由がなくとも社会保険労務士により支給申請を行うことができる。

C　特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、管轄公共職業安定所長に教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出する際、職務経歴等記録書を添付しないことができる。

D　一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練の修了予定日の１か月前までに教育訓練給付金支給申請書を管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

E　専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該専門実践教育訓練の受講開始後遅滞なく所定の書類を添えるなどにより教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。

解答・解説

問７　正解Ａ

Ａ　〇（行政手引58151）

設問のとおり正しい。特定一般教育訓練給付金に係る支給要件期間は、基準日（対象教育訓練の受講開始日）において判断される。

Ｂ　×（行政手引58015）

一般教育訓練給付金の支給申請は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、社会保険労務士によって行うことはできない。

Ｃ　×（則101条の２の11の２第１項１号）

特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続においては、職務経歴書等記録書を「添付しなければならない」。本条で定める職務経歴書等記録書とは、担当キャリアコンサルタントが、当該特定一般教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載したものをいう。

Ｄ　×（則101条の２の11第１項）

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続においては、当該教育訓練給付金の支給に係る「一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して１箇月以内」に、申請書等を提出しなければならない。

Ｅ　×（則101条の２の12第１項）

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続においては、「当該専門実践教育訓練を開始する日の１箇月前まで」に、受給資格確認票等を提出しなければならない。

〔問８〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　不動産業を継続して営んできた事業主が令和５年７月10日までに確定保険料申告書を提出しなかった場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知するとともに労働保険徴収法第27条に基づく督促が行われる。

B　小売業を継続して営んできた事業主が令和４年10月31日限りで事業を廃止した場合、確定保険料申告書を同年12月10日までに所轄都道府県労働局歳入徴収官あてに提出しなければならない。

C　令和４年６月１日に労働保険の保険関係が成立し、継続して交通運輸事業を営んできた事業主は、概算保険料の申告及び納付手続と確定保険料の申告及び納付手続とを令和５年度の保険年度において同一の用紙により一括して行うことができる。

D　令和４年４月１日に労働保険の保険関係が成立して以降金融業を継続して営んでおり、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主は、令和５年度の保険年度の納付すべき概算保険料の額が10万円であるとき、その延納の申請を行うことはできない。

E　令和４年５月１日から令和６年２月28日までの期間で道路工事を行う事業について、事業主が納付すべき概算保険料の額が120万円であったとき、延納の申請により第１期に納付すべき概算保険料の額は24万円とされる。

解答・解説

問８　正解Ｃ

Ａ　×（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下、問10まで「法」とする）19条４項、法27条）

事業主が確定保険料申告書を提出しないときは、法19条４項に基づき、政府（都道府県労働局歳入徴収官）は労働保険料の額を決定し、これを納入告知書により事業主に通知する。当該通知を受けた事業主は、通知を受けた日から15日以内に当該決定された保険料の額を納付しなければならないが、期限までに当該決定された保険料の納付をしないときに法27条に基づく督促が行われることとなる。よって、設問にあるような、認定決定された保険料額の通知とともに法27条に基づく督促が行われるわけではない。

Ｂ　×（法５条、法19条１項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下、問10まで「則」とする）38条１項）

継続事業であって、保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から50日以内に確定保険料申告書を提出しなければならない。設問の場合、保険関係消滅日は事業が廃止された翌日の令和４年11月１日であるため、当日起算して50日後に当たる同年「12月20日」が申告書の提出期限となる。

Ｃ　〇（法15条、法19条、様式第６号ほか）

設問のとおり正しい。継続事業については、前年の確定保険料の申告及び納付と、新年度の概算保険料の申告及び納付の手続（いわゆる年度更新手続）を行う際、同一の用紙（様式第６号）により行うことができる。

Ｄ　×（則27条１項）

設問の事業主は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しているため、納付すべき概算保険料の額を問わず、その延納の申請を行うことができる。

Ｅ　×（則28条）

有期事業の延納に係る期の区分は、「４月１日～７月31日」「８月１日～11月30日」「12月１日～３月31日」である。期の中途に保険関係が成立したとき

は、その最初の期については、保険関係成立日からその日の属する期の末日までの期間が２月を超える場合は当該期間をもって第１期とし、２月以下の場合は次の期の期間とともに第１期とする。設問の場合、最初の期である令和４年５月１日～同年７月31日は、２月を超えているので第１期として成立する。したがって、設問の有期事業の延納の期の数は６期となり、第１期に納付すべき概算保険料の額は120万円÷６で算出し、「20万円」となる。

［問８－Ｅの場合］

有期事業

①	②	③	④	⑤	⑥
Ｒ4.5.1～7.31	8.1～11.30	12.1～Ｒ5.3.31	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～Ｒ6.2.28

R4　　R5　　R6

保険関係成立日から期の末日までが
２月を超えるため、第１期として成立

〔問９〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　日雇労働被保険者が負担すべき額を賃金から控除する場合において、労働保険徴収法施行規則第60条第２項に定める一般保険料控除計算簿を作成し、事業場ごとにこれを備えなければならないが、その形式のいかんを問わないため賃金台帳をもってこれに代えることができる。

B　事業主は、雇用保険印紙を購入しようとするときは、あらかじめ、労働保険徴収法施行規則第42条第１項に掲げる事項を記載した申請書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出して、雇用保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。

C　印紙保険料納付計器を厚生労働大臣の承認を受けて設置した事業主は、使用した日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、その使用した日の被保険者手帳における該当日欄に納付印をその使用した日数に相当する回数だけ押した後、納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付しなければならない。

D　事業主は、雇用保険印紙が変更されたときは、その変更された日から１年間、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所に雇用保険印紙購入通帳を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。

E　日雇労働被保険者を使用する事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付することを故意に怠り、1,000円以上の額の印紙保険料を納付しなかった場合、労働保険徴収法第46条の罰則が適用され、６月以下の懲役又は所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定した印紙保険料及び追徴金の額を含む罰金に処せられる。

解答・解説

問９　正解Ａ

Ａ　○（則60条）

設問のとおり正しい。

Ｂ　×（則42条１項）

設問の「所轄都道府県労働局歳入徴収官」が誤り。正しくは「所轄公共職業安定所長」である。

Ｃ　×（法23条３項、則44条、則51条２項）

法23条３項において、事業主は、印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによって印紙保険料を納付することができると規定され、則51条２項において、当該印紙保険料納付計器により表示することができる印紙保険料の額に相当する金額の総額を、あらかじめ、所轄都道府県労働局収入官吏に納付しなければならないと規定されている。設問のように、納付印を押印した後、納付すべき金額を所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付するわけではない。

Ｄ　×（則43条２項）

設問の「１年間」が誤り。正しくは、「６月間」である。

Ｅ　×（法23条２項、法46条１号）

日雇労働被保険者を使用する事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に添付することを故意に怠った場合は、法23条２項に違反するものであり、法46条の罰則が適用され、「６月以下の懲役又は30万円以下の罰金」に処せられる。また、罰則とは別に、認定決定した印紙保険料及び追徴金が徴収される。

なお、法23条２項の規定に違反して雇用保険印紙を貼付・消印しなかった場合に法46条の罰則が適用となるのであり、設問のように「1,000円以上」といった金額の規定はない。

〔問10〕労働保険の保険料の徴収等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　労働保険徴収法における「賃金」のうち、食事、被服及び住居の利益の評価に関し必要な事項は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定めることとされている。

B　国の行う立木の伐採の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、特例により算定した額を当該事業に係る賃金総額とすることが認められている。

C　雇用保険率は、雇用保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとされる。

D　厚生労働大臣は、労働保険徴収法第12条第５項の場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、各保険年度の１年間単位で雇用保険率を同項に定める率の範囲内において変更することができるが、１年間より短い期間で変更することはできない。

E　一般の事業について、雇用保険率が1,000分の15.5であり、二事業率が1,000分の3.5のとき、事業主負担は1,000分の9.5、被保険者負担は1,000分の６となる。

解答・解説

問10　正解Ｅ

Ａ　×（法２条３項）

賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、「厚生労働大臣」が定める。

Ｂ　×（則12条、労働者災害補償保険法３条２項）

賃金総額の特例が適用されるのは、労災保険に係る保険関係が成立している立木の伐採の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものであるが、国の行う事業は、労災保険の適用除外である（＝労災保険に係る保険関係が成立していない）ため、賃金総額の特例の規定も適用とならない。

Ｃ　×（法12条２項、４項ほか）

「労災保険率」は「労災保険法」の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、「労災保険」の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとされる。

Ｄ　×（法12条５項）

設問の雇用保険率の変更は、労働政策審議会の意見を聴いて、「１年以内の期間を定め」、法定の範囲内において変更することができる。

Ｅ　〇（法31条１項、３項）

設問のとおり正しい。雇用保険に係る労働保険料についての労使の負担は、二事業率については事業主が負担し、それ以外は労使折半となる。

［一般の事業］雇用保険率　1000分の15.5
事業主負担　　1000分の9.5（失業給付等1000分の6＋二事業1000分の3.5）
被保険者負担　1000分の6　（失業給付等1000分の6）

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問１〕我が国の女性雇用等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問は、「令和３年度雇用均等基本調査（企業調査）（厚生労働省）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

A　女性の正社員・正職員に占める各職種の割合は、一般職が最も高く、次いで総合職、限定総合職の順となっている。他方、男性の正社員・正職員に占める各職種の割合は、総合職が最も高く、次いで一般職、限定総合職の順となっている。

B　令和３年春卒業の新規学卒者を採用した企業について採用区分ごとにみると、総合職については「男女とも採用」した企業の割合が最も高く、次いで「男性のみ採用」の順となっている。

C　労働者の職種、資格や転勤の有無によっていくつかのコースを設定して、コースごとに異なる雇用管理を行う、いわゆるコース別雇用管理制度が「あり」とする企業割合は、企業規模5,000人以上では約８割を占めている。

D　課長相当職以上の女性管理職（役員を含む。）を有する企業割合は約５割、係長相当職以上の女性管理職（役員を含む。）を有する企業割合は約６割を占めている。

E　不妊治療と仕事との両立のために利用できる制度を設けている企業について、制度の内容別に内訳をみると、「時間単位で取得可能な年次有給休暇制度」の割合が最も高く、次いで「特別休暇制度（多目的であり、不妊治療にも利用可能なもの）」、「短時間勤務制度」となっている。

解答・解説

問１　正解Ｃ

Ａ　○（厚生労働省令和３年度雇用均等基本調査－企業調査）

設問のとおり正しい。

【参考】正社員・正職員に占める各職種の割合（高い順から）
女性／①一般職　43.2%　②総合職　36.1%　③限定総合職　13.5%
男性／①総合職　52.1%　②一般職　31.8%　③限定総合職　9.9%

Ｂ　○（厚生労働省令和３年度雇用均等基本調査－企業調査）

設問のとおり正しい。

【参考】新規学卒者採用区分（高い順から）
総合職／①男女とも採用　45.2%　②男性のみ採用　41.8%

Ｃ　×（厚生労働省令和３年度雇用均等基本調査－企業調査）

コース別雇用管理制度が「あり」とする企業割合は、企業規模5,000人以上では「57.4%」であり、６割弱となるため、本問は誤りである。

【参考】コース別雇用管理制度　あり
企業規模5,000人以上　57.4%

Ｄ　○（厚生労働省令和３年度雇用均等基本調査－企業調査）

設問のとおり正しい。

【参考】女性管理職（役員を含む）を有する企業割合
課長相当職以上　53.2%
係長相当職以上　61.1%

Ｅ　○（厚生労働省令和３年度雇用均等基本調査－企業調査）

設問のとおり正しい。

【参考】不妊治療と仕事との両立のために利用できる制度
◆制度を設けている企業割合　34.2%
◆制度内容別（高い順から）
①時間単位で取得可能な年次有給休暇制度　53.8%
②特別休暇制度　35.7%
③短時間勤務制度　34.6%

〔問２〕我が国の能力開発や人材育成に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問は、「令和３年度能力開発基本調査（事業所調査）（厚生労働省）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

A　能力開発や人材育成に関して何らかの問題があるとする事業所のうち、問題点の内訳は、「指導する人材が不足している」の割合が最も高く、「人材育成を行う時間がない」、「人材を育成しても辞めてしまう」と続いている。

B　正社員を雇用する事業所のうち、正社員の自己啓発に対する支援を行っている事業所の支援の内容としては、「教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供」の割合が最も高く、「受講料などの金銭的援助」、「自己啓発を通して取得した資格等に対する報酬」と続いている。

C　キャリアコンサルティングを行う仕組みを導入している事業所のうち、正社員に対してキャリアコンサルティングを行う上で問題があるとする事業所における問題の内訳をみると、「キャリアに関する相談を行っても、その効果が見えにくい」の割合が最も高く、「労働者からのキャリアに関する相談件数が少ない」、「キャリアコンサルタント等相談を受けることのできる人材を内部で育成することが難しい」と続いている。

D　労働者の主体的なキャリア形成に向けて実施した取組は、「上司による定期的な面談（１on１ミーティング等）」の割合が最も高く、「職務の遂行に必要なスキル・知識等に関する情報提供」、「自己啓発に対する支援」と続いている。

E　職業能力評価を行っている事業所における職業能力評価の活用方法は、「人事考課（賞与、給与、昇格・降格、異動・配置転換等）の判断基準」の割合が最も高く、「人材配置の適正化」、「労働者に必要な能力開発の目標」と続いている。

解答・解説

問２　正解Ｂ

Ａ　〇（厚生労働省令和３年度能力開発基本調査－事業所調査）

設問のとおり正しい。

【参考】能力開発や人材育成に関しての問題点内訳（高い順から）
①指導する人材が不足している　60.5％
②人材育成を行う時間がない　48.2％
③人材を育成しても辞めてしまう　44.0％

Ｂ　×（厚生労働省令和３年度能力開発基本調査－事業所調査）

支援の内容は、「受講料などの金銭的援助」が最も高くなっている。

【参考】自己啓発に対する支援の内容（高い順から）
①受講料などの金銭的援助（正社員 78.0％、正社員以外65.7％）
②教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供（正社員41.7％、正社員以外38.5％）
③自己啓発を通して取得した資格等に対する報酬（正社員41.5％、正社員以外28.6％）

Ｃ　〇（厚生労働省令和３年度能力開発基本調査－事業所調査）

設問のとおり正しい。

【参考】正社員に対するキャリアコンサルティングを行う上での問題内訳（高い順から）
①キャリアに関する相談を行っても、その効果が見えにくい　39.6％
②労働者からのキャリアに関する相談件数が少ない　39.5％
③キャリアコンサルタント等相談を受けることのできる人材を内部で育成することが難しい　33.5％

Ｄ　〇（厚生労働省令和３年度能力開発基本調査－事業所調査）

設問のとおり正しい。

【参考】労働者の主体的なキャリア形成に向けて実施した取組（高い順から）
①上司による定期的な面談（１on１ミーティング等）　64.3％
②職務の遂行に必要なスキル・知識等に関する情報提供　53.9％
③自己啓発に対する支援　45.2％

Ｅ　○（厚生労働省令和３年度能力開発基本調査－事業所調査）

設問のとおり正しい。

【参考】職業能力評価の活用方法（高い順から） ①人事考課（賞与、給与、昇格・降格、異動・配置転換等）の判断基準 82.1% ②人材配置の適正化　61.5% ③労働者に必要な能力開発の目標　39.0%

〔問３〕我が国のパートタイム・有期雇用労働者の雇用に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問は、「令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査（事業所調査）（厚生労働省）」を参照しており、当該調査による用語及び統計等を利用している。

A　パートタイム・有期雇用労働者の雇用状況をみると、「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業の割合は７割を超えている。

B　「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業について、雇用している就業形態（複数回答）をみると、「有期雇用パートタイムを雇用している」の割合が最も高く、次いで「無期雇用パートタイムを雇用している」、「有期雇用フルタイムを雇用している」の順となっている。

C　正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業について、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「有期雇用フルタイム」では「定年退職者の再雇用のため」、「仕事内容が簡単なため」、「人を集めやすいため」が上位３つを占めている。「有期雇用パートタイム」では「定年退職者の再雇用のため」の割合が６割を超えている。

D　正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業が行っている教育訓練の種類（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している企業の割合をみると、いずれの就業形態においても「入職時のガイダンス（Off-JT)」が最も高くなっている。

E　「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれかの就業形態に適用される正社員転換制度がある企業について、正社員に転換するに当たっての基準（複数回答）別企業の割合をみると、「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」の割合が最も高く、次いで「人事評価の結果」、「(一定の）職務経験年数」の順となっている。

解答・解説

問３　正解Ａ

Ａ　○（厚生労働省令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査－事業所調査）

設問のとおり正しい。

【参考】パートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業　75.4%

Ｂ　×（厚生労働省令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査－事業所調査）

就業形態（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」の割合が最も高くなっている。

【参考】就業形態（複数回答）（高い順から）
①無期雇用パートタイムを雇用している　51.4%
②有期雇用パートタイムを雇用している　27.1%
③有期雇用フルタイムを雇用している　23.2%

Ｃ　×（厚生労働省令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査－事業所調査）

パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「有期雇用フルタイム」では、「定年退職者の再雇用のため」、「経験・知識・技能のある人を採用したいため」、「正社員の代替要員の確保のため」が上位３つを占めている。「有期雇用パートタイム」では「定年退職者の再雇用のため」は37.5%であり、６割を超えていない。

【参考】雇用理由（複数回答）（高い順から）

無期雇用パートタイム	①１日の忙しい時間帯に対処するため　30.4% ②人を集めやすいため　26.9% ③仕事内容が簡単なため　26.8%
有期雇用パートタイム	①定年退職者の再雇用のため　37.5% ②１日の忙しい時間帯に対処するため　30.6% ③仕事内容が簡単なため　30.2%
有期雇用フルタイム	①定年退職者の再雇用のため 61.9% ②経験・知識・技能のある人を採用したいため　31.4% ③正社員の代替要員の確保のため　25.2%

Ｄ ×（厚生労働省令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査－事業所調査）

いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT)」が最も高くなっている。

【参考】教育訓練の種類（複数回答）（高い順から）

	①日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT)	②入職時のガイダンス（Off-JT)
無期雇用パートタイム	40.6％	24.0％
有期雇用パートタイム	47.8％	33.0％
有期雇用フルタイム	46.9％	36.1％

Ｅ ×（厚生労働省令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査－事業所調査）

正社員に転換するに当たっての基準は、「人事評価の結果」の割合が最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」、「(一定の）職務経験年数」の順となっている。

【参考】正社員に転換するに当たっての基準（複数回答）（高い順から）
①人事評価の結果　67.7％
②パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦　48.8％
③（一定の）職務経験年数　41.1％

〔問４〕労働関係法規に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A 「使用者が誠実交渉義務に違反する不当労働行為をした場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は、誠実交渉命令〔使用者が誠実交渉義務に違反している場合に、これに対して誠実に団体交渉に応ずべき旨を命ずることを内容とする救済命令〕を発することができると解するのが相当である。」とするのが、最高裁判所の判例である。

B 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合でなければ、「人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」「思想及び信条」「労働組合への加入状況」に関する求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報を収集することができない。

C 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出等に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

D 高年齢者雇用安定法に定める義務として継続雇用制度を導入する場合、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否したとしても、高年齢者雇用安定法違反となるものではない。

E 厚生労働大臣は、常時雇用する労働者の数が300人以上の事業主からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができ、この制度は「ユースエール認定制度」と呼ばれている。

解答・解説

問４　正解Ｅ

Ａ　〇（令4.3.18最二小山形大学不当労働行為救済命令取消請求事件）

設問のとおり正しい。本事件は、合意の成立する見込みがない団体交渉事項について、当該団体交渉に応ずるよう命じたことが労働委員会の裁量権の範囲を逸脱するかが争点とされた。最高裁判所は、団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は誠実交渉命令を発することができると判示した。

Ｂ　〇（平11.11.17労告141号）

設問のとおり正しい。

Ｃ　〇（育児介護休業法21条１項）

設問のとおり正しい。なお、本条の「厚生労働省令で定める措置」（③④にあっては、労働者が希望する場合に限る。）は、次の通りである。（育児介護休業法施行規則69条の４）

①面談
②書面の交付
③ファクシミリを利用しての送信
④電子メール等の送信（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

Ｄ　〇（平24.11.12職高発1112第１号）

設問のとおり正しい。高年齢者雇用安定法が求めているのは、継続雇用制度の導入である。事業主に、定年退職者の希望に合致する労働条件での雇用義務はない。

Ｅ　×（青少年の雇用の促進等に関する法律15条）

設問の「300人以上」が誤り。正しくは「300人以下」である。

〔問５〕社会保険労務士法令に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　社会保険労務士は、社会保険労務士法第２条の２に規定する出頭及び陳述に関する事務を受任しようとする場合に、依頼をしようとする者が請求しなかったときには、この者に対し、あらかじめ報酬の基準を明示する義務はない。

B　他人の求めに応じ報酬を得て、社会保険労務士法第２条に規定する事務を業として行う社会保険労務士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称（必要な場合においては事件の概要）、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所及び氏名又は名称を記載し、当該帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から１年間保存しなければならない。

C　社会保険労務士法人を設立するには、主たる事務所の所在地において設立の登記をし、当該法人の社員になろうとする社会保険労務士が、定款を定めた上で、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

D　社会保険労務士法人の社員が自己又は第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、社会保険労務士法人に生じた損害の額と推定する。

E　裁判所は、社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができ、この検査役の選任の裁判に不服のある者は、選任に関する送達を受けた日から２週間以内に上級の裁判所に対して控訴をすることができる。

解答・解説

問５　正解Ｄ

Ａ　×（社会保険労務士法施行規則12条の10）

依頼者が請求しなかった場合においても、報酬の基準を明示する義務がある。

Ｂ　×（社会保険労務士法19条、社会保険労務士法施行規則15条）

設問の「１年間」が誤り。正しくは、「２年間」である。なお、開業社会保険労務士でなくなったときも同様に帳簿の保存義務がある。

Ｃ　×（社会保険労務士法25条の11第１項、25条の12）

社会保険労務士法人の設立において、厚生労働大臣の認可を要する規定はない。社会保険労務士法人は、所定の事項を記載した定款を定め、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

Ｄ　〇（社会保険労務士法25条の18第２項）

設問のとおり正しい。

Ｅ　×（社会保険労務士法25条の22の６第１項、２項）

検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができないと規定されている。

〔問６〕確定拠出年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　確定拠出年金法第２条第12項によると、「個人別管理資産」とは、個人型年金加入者又は個人型年金加入者であった者のみに支給する給付に充てるべきものとして、個人型年金のみにおいて積み立てられている資産をいう。

B　同時に２以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、確定拠出年金法第９条の規定にかかわらず、その者の選択する１つの企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としないものとする。この場合、その者が２以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して20日以内に、１つの企業型年金を選択しなければならない。

C　企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が確定拠出年金法第33条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく75歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

D　個人型年金加入者は、政令で定めるところにより、年２回以上、定期的に掛金を拠出する。

E　個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者掛金を確定拠出年金運営管理機関に納付するものとする。

問６　正解Ｃ

Ａ　×（確定拠出年金法２条12項）

個人別管理資産とは、「企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者」に支給する給付に充てるべきものとして、「一の企業型年金又は個人型年金」において積み立てられている資産をいう。

Ｂ　×（確定拠出年金法13条１項、２項）

設問の「20日以内」が誤り。正しくは、「10日以内」である。

Ｃ　〇（確定拠出年金法34条）

設問のとおり正しい。企業型年金加入者であった者（一定の者を除く。）は、原則として、年齢に応じて定められる通算加入者等期間の要件（※）を満たす場合、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができるが、その者が、未請求のまま75歳に達したときは、設問の規定（75歳到達時の支給）が適用される。

（※）ただし、企業型年金加入者であった者（一定の者を除く。）であって、60歳以上75歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日その他厚生労働省令で定める日から起算して５年を経過した日から企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の請求をすることができる。

Ｄ　×（確定拠出年金法68条１項）

設問の「年２回以上」が誤り。正しくは、「年１回以上」である。

Ｅ　×（確定拠出年金法70条１項）

設問の「確定拠出年金運営管理機関」が誤り。正しくは、「国民年金基金連合会」である。

〔問７〕船員保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。）は、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から、被保険者の資格を取得する。

B　船舶所有者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

C　被保険者であった者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。）がその資格を喪失した日後に出産したことにより船員保険法第73条第１項の規定による出産育児一時金の支給を受けるには、被保険者であった者がその資格を喪失した日より６か月以内に出産したこと及び被保険者であった期間が支給要件期間であることを要する。

D　行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して２か月を限度とする。

E　厚生労働大臣は、船員保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料（疾病任意継続被保険者に関する保険料を除く。）を徴収する。

解答・解説

問７　正解Ｄ

Ａ　〇（船員保険法11条）

設問のとおり正しい。なお、資格喪失については、同法12条において、「被保険者は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、その日）から、被保険者の資格を喪失する。」と規定している。

Ｂ　〇（船員保険法24法）

設問のとおり正しい。

Ｃ　〇（船員保険法73条２項）

設問のとおり正しい。設問の支給要件期間は、「被保険者資格喪失日前１年間において３月以上又は被保険者資格喪失日前３年間において１年以上」である。（同法69条６項）

Ｄ　×（船員保険法95条）

設問の「２か月」が誤り。正しくは「３か月」である。

Ｅ　〇（船員保険法114条）

設問のとおり正しい。なお、同法同条２項において、「疾病任意継続被保険者に関する保険料は、全国健康保険協会が徴収する。」と規定されている。

〔問８〕介護保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　都道府県及び市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、介護保険法の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

B　「介護保険施設」とは、指定介護老人福祉施設（都道府県知事が指定する介護老人福祉施設）、介護専用型特定施設及び介護医療院をいう。

C　要介護認定は、市町村が当該認定をした日からその効力を生ずる。

D　要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

E　保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）に不服がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。介護保険審査会の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

解答・解説

問８　正解Ｄ

Ａ　×（介護保険法３条１項）

介護保険法３条１項において、「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。」と規定しており、都道府県は介護保険の保険者ではない。なお、同法５条２項において、「都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。」と規定している。

Ｂ　×（介護保険法８条25項）

設問の「介護専用型特定施設」が誤り。正しくは、「介護老人保健施設」である。

Ｃ　×（介護保険法27条８項）

要介護認定は、「その申請があった日にさかのぼって」その効力を生ずる。

Ｄ　○（介護保険法29条１項）

設問のとおり正しい。要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由、主治の医師があるときは当該医師の氏名等所定の事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請しなければならない。（同法施行規則42条）

Ｅ　×（介護保険法183条１項）

介護保険法における不服申立制度は１審制が採用されており、設問後半の「介護保険審査会の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」という規定はない。なお、保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。（介護保険法196条）

〔問９〕社会保険審査官及び社会保険審査会法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　社会保険審査官（以下本問において「審査官」という。）は、厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣が命じ、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に置かれる。

B　審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。その執行の停止は、審査請求があった日から２か月以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があったものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。

C　審査請求の決定は、審査請求人に送達されたときに、その効力を生じる。決定の送達は、決定書の謄本を送付することによって行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

D　社会保険審査会（以下本問において「審査会」という。）は、審査会が定める場合を除き、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者３人をもって構成する合議体で、再審査請求又は審査請求の事件を取り扱う。審査会の合議は、公開しない。

E　審査会は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、利害関係のある第三者を当事者として再審査請求又は審査請求の手続に参加させることができるが、再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によってすることができない。

解答・解説

問９　正解Ｅ

Ａ　〇（社会保険審査官及び社会保険審査会法１条１項、２条）

設問のとおり正しい。審査官の定数は103人と定められている。（同法施行令１条）

Ｂ　〇（社会保険審査官及び社会保険審査会法10条１項、３項）

設問のとおり正しい。なお、執行の停止は、文書により、且つ、理由を附し、原処分をした保険者に通知することによって行う。（同法同条４項）

Ｃ　〇（社会保険審査官及び社会保険審査会法15条１項、２項）

設問のとおり正しい。公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査官が職務を行なう場所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも１回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して２週間を経過した時に決定書の謄本の送付があったものとみなす。（同法同条３項）

Ｄ　〇（社会保険審査官及び社会保険審査会法27条、42条）

設問のとおり正しい。

Ｅ　×（社会保険審査官及び社会保険審査会法34条１項、３項）

再審査請求又は審査請求への参加は、「代理人によってすることができる」。

〔問10〕高齢者医療確保法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　都道府県は、年度ごとに、保険者から、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金を徴収する。

B　都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、６年ごとに、６年を１期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画を定めるものとする。

C　都道府県は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下本問において「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

D　市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し納付する。市町村による保険料の徴収については、市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させる普通徴収の方法による場合を除くほか、地方自治法の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収する特別徴収の方法によらなければならない。

E　都道府県は、被保険者の死亡に関しては、高齢者医療確保法の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

問10　正解Ｂ

Ａ　×（高齢者医療確保法118条）

設問の「都道府県」が誤り。正しくは、「社会保険診療報酬支払基金」である。

Ｂ　〇（高齢者医療確保法９条１項）

設問のとおり正しい。都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。（同法同条８項）

Ｃ　×（高齢者医療確保法48条）

設問の「都道府県」が誤り。正しくは「市町村」である。

Ｄ　×（高齢者医療確保法104条１項、105条、107条１項）

設問文中の「特別徴収」と「普通徴収」の記載が逆である。特別徴収は、市町村が年金保険者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させる、いわゆる年金からの天引きによる徴収方法である。

Ｅ　×（高齢者医療確保法86条１項）

「後期高齢者医療広域連合」は、被保険者の死亡に関しては、「条例」の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。設問後半の記述は正しい。高齢者医療確保法において、葬祭費の支給又は葬祭の給付は、相対的必要給付とされている。

法定給付（給付の実施義務有り）	絶対的必要給付（必ず実施） 相対的必要給付（特別の理由があるときは実施しないことができる）
任意給付（給付の実施義務無し）	

健康保険法

〔問１〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　適用業種である事業の事業所であって、常時５人以上の従業員を使用する事業所は適用事業所とされるが、事業所における従業員の員数の算定においては、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者であっても、当該事業所に常時使用されている者は含まれる。

B　厚生労働大臣は、全国健康保険協会（以下本問において「協会」という。）の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。協会又はその役員が上記の是正・改善命令に違反したときは、厚生労働大臣は協会に対し、期間を定めて、理事長及び当該違反に係る役員の解任を命ずることができる。

C　協会は、役員として、理事長１人、理事６人以内及び監事２人を置く。役員の任期は３年とする。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選により選ばれた者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

D　健康保険組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密をその理由の如何を問わず漏らしてはならない。

E　食事の提供である療養であって入院療養と併せて行うもの（療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者に係るものを除く。）は、療養の給付に含まれる。

解答・解説

問１　正解Ａ

Ａ　○（健康保険法（以下、問10まで「法」とする）３条３項１号、昭18.4.5保発905号）

設問のとおりである。事業所における従業員の員数の算定は、その事業所に常時使用される全ての者について計算すべきものとされている。すなわち、健康保険の被保険者となるべき者はもちろん、適用除外の規定によって被保険者とすることができない者であっても当該事業所に常時使用される者についてはこれを算入すべきものとされている。

Ｂ　×（法７条の39第１項・２項）

設問後段部分について、「理事長及び当該違反に係る役員の解任を命ずることができる」ではなく、「当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる」である。そのほかの記述は正しい記述である。

Ｃ　×（法７条の９、７条の10第２項、７条の12第１項）

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、「理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者」がその職務を代理し、又はその職務を行う。そのほかの記述は正しい記述である。

Ｄ　×（法22条の２）

健康保険組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を「正当な理由がなく」漏らしてはならない。なお、健康保険法の罰則では、守秘義務違反の罪が最も重く、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている（健康保険法207条の２）。

Ｅ　×（法63条２項１号）

設問の食事療養に係る給付については、入院時食事療養費として支給されるため、療養の給付には「含まれない」。

〔問２〕健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、夫婦の一方が被用者保険の被保険者で、もう一方が国民健康保険の被保険者の場合には、被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。

B　高額療養費は公的医療保険による医療費だけを算定の対象にするのではなく、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額又は保険外併用療養に係る自己負担分についても算定の対象とされている。

C　X事業所では、新たに在宅勤務手当を設けることとしたが、当該手当は実費弁償分であることが明確にされている部分とそれ以外の部分があるものとなった。この場合には、当該実費弁償分については「報酬等」に含める必要はなく、それ以外の部分は「報酬等」に含まれる。また、当該手当について、月々の実費弁償分の算定に伴い実費弁償分以外の部分の金額に変動があったとしても、固定的賃金の変動に該当しないことから、随時改定の対象にはならない。

D　日雇特例被保険者の被扶養者が出産したときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金が支給されるが、日雇特例被保険者が家族出産育児一時金の支給を受けるには、出産の日の属する月の前２か月間に通算して26日分以上又は当該月の前６か月間に通算して78日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

E　特例退職被保険者が、特例退職被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、特定健康保険組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したときは、その日の翌日からその資格を喪失する。

解答・解説

問２　正解Ｂ

Ａ　〇（令3.4.30保保発0430第２号・保国発0430第１号）

設問のとおりである。なお、設問の被用者保険の被保険者の年間収入については、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後１年間の収入を見込んだものとするとされている。

Ｂ　×（法115条１項、健康保険法施行令（以下、問10まで「令」とする）41条１項）

食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び保険外併用療養に係る自己負担分については、高額療養費の算定の対象とはならない。

Ｃ　〇（令4.9.5事務連絡）

設問のとおりである。一つの手当において、実費弁償分であることが明確にされている部分とそれ以外の部分がある場合には、当該実費弁償分については「報酬等」に含める必要はなく、それ以外の部分は「報酬等」に含まれる。この場合、月々の実費弁償分の算定に伴い実費弁償以外の部分の金額に変動があったとしても、固定的賃金の変動に該当しないことから、随時改定の対象とはならない。

Ｄ　〇（法144条１項・２項）

設問のとおりである。日雇特例被保険者本人の出産ではなく、被扶養者の出産であるため、日雇特例被保険者自身は、原則の保険料納付要件を満たしていなければならない。

Ｅ　〇（法附則３条６項）

設問のとおりである。特例退職被保険者についても、任意継続被保険者と同様に、本人の希望による資格喪失の申出が可能である。

〔問３〕健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア　産前産後休業終了時改定の規定によって改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して２か月を経過した日の属する月の翌月からその年の８月までの各月の標準報酬月額とされる。当該翌月が７月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年８月までの各月の標準報酬月額とする。なお、当該期間中に、随時改定、育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定又は産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定を受けないものとする。

イ　保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、その費用の請求に関する審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は健康保険組合連合会に委託することができる。

ウ　任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができるが、前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

エ　71歳で市町村民税非課税者である被保険者甲が、同一の月にＡ病院で受けた外来療養による一部負担金の額が8,000円を超える場合、その超える額が高額療養費として支給される。

オ　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者（日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者を含む。）が、厚生労働大臣に報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は行政庁職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、30万円以下の罰金に処せられる。

A　一つ
B　二つ
C　三つ
D　四つ
E　五つ

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウとエ及びオの四つを正しいとするＤが正解となる。

問３ 正解Ｄ

ア ○（法43条の３第２項）

設問のとおりである。なお、設問の期間内にさらに随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定が行われるときは、その改定月の前月までが有効期間となる。

イ ×（法76条５項）

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、その費用の請求に関する審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は「国民健康保険団体連合会」に委託することができる。

ウ ○（法165条１項・３項）

設問のとおりである。なお、国民年金法による第１号被保険者等に係る保険料の前納は、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれの月の保険料が納付されたものとみなすこととされている。健康保険法と国民年金法では、前納に係る保険料について、納付されたとみなされる時点が異なるので、注意しておくこと。

エ ○（令41条５項、42条５項２号）

設問のとおりである。設問の「71歳で市町村民税非課税者である被保険者甲」は、所得区分の「低所得者Ⅱ」又は「低所得者Ⅰ」に該当する。これらの者の外来療養に係る高額療養費算定基準額は、8,000円とされているため、外来療養による一部負担金の額が8,000円を超える場合、その超える額が高額療養費として支給される。

オ ○（法210条）

設問のとおりである。設問の罰則は、健康保険法60条２項（同法149条において準用する場合を含む。）の規定に対するものである。

〔問４〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　厚生労働大臣は、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準を定めようとするときは、社会保障審議会に諮問するものとする。

B　傷病手当金の継続給付を受けている者（傷病手当金を受けることができる日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者を含む。）に、老齢基礎年金や老齢厚生年金等が支給されるようになったときは、傷病手当金は打ち切られる。

C　健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の２事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険法第63条第３項第３号に掲げる健康保険組合が開設した病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）の１事業年度当たりの平均額の12分の３（当分の間12分の２）に相当する額と当該事業年度及びその直前の２事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の１事業年度当たりの平均額の12分の２に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

D　保険料の納付義務者が、国税、地方税その他の公課の滞納により、滞納処分を受けるときは、保険者は、保険料の納期が到来したときに初めて強制的に保険料を徴収することができる。

E　令和５年４月１日以降、被保険者の被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関等で医学的管理の下、妊娠週数22週以降に双子を出産した場合、家族出産育児一時金として、被保険者に対し100万円が支給される。

解答・解説

問４　正解Ｅ

Ａ　×（法85条３項）

厚生労働大臣は、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準を定めようとするときは、「中央社会保険医療協議会」に諮問するものとする。

Ｂ　×（法108条５項、令37条）

設問の「傷病手当金の継続給付を受けている者」には、傷病手当金を受けることができる日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者は「含まれない」。また、傷病手当金の継続給付を受けている者に、老齢基礎年金や老齢厚生年金等が支給されるようになったときは、傷病手当金は支給されないが、「その受けることができる老齢基礎年金や老齢厚生年金等の日額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額が支給される」。

Ｃ　×（令46条２項、令附則５条）

設問後半部分について、当該事業年度及びその直前の２事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の１事業年度当たりの平均額の「12分の１」に相当する額とされている。そのほかの記述は正しい記述である。

Ｄ　×（法172条１号イ）

保険料の納付義務者が、国税、地方税その他の公課の滞納により、滞納処分を受けるときは、保険料は、「納期前であっても、すべて徴収することができる」。

Ｅ　〇（法114条、令36条、昭16.7.23社発991号、令5.3.30保保発0330第８号）

設問のとおりである。令和５年４月１日以降、出産育児一時金又は家族出産育児一時金については、48万８千円（産科医療補償制度に加入する医療機関等による医学的管理の下における出産であり、在胎週数が22週に達した日以後の出産（死産を含む。）であるときは、48万８千円に３万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（１万２千円）を加算した金額（50万円））が支給され

る。また、多胎分娩の場合は、胎盤数にかかわらず１産児排出を１出産と認め、胎児数に応じて出産育児一時金又は家族出産育児一時金が支給される。したがって、設問の場合は、家族出産育児一時金として、被保険者に対し100万円（50万円×２）が支給される。

〔問５〕健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　健康保険の被保険者が、労働協約又は就業規則により雇用関係は存続するが会社より賃金の支給を停止された場合、例えば病気休職であって実務に服する見込みがあるときは、賃金の支払停止は一時的なものであり使用関係は存続するものとみられるため、被保険者資格は喪失しない。

B　訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとされている。指定訪問看護を受けられる者の基準は、疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、主治医が訪問看護の必要性について、被保険者の病状が安定し、又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において看護師等が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要する状態に適合すると認めた者である。なお、看護師等とは、看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。

C　高額療養費の支給は、償還払いを原則としており、被保険者からの請求に基づき支給する。この場合において、保険者は、診療報酬請求明細書（家族療養費が療養費払いである場合は当該家族療養費の支給申請書に添付される証拠書類）に基づいて高額療養費を支給するものであり、法令上、請求書に証拠書類を添付することが義務づけられている。

D　任意継続被保険者が任意の資格喪失の申出をしたが、申出のあった日が保険料納付期日の10日より前であり、当該月の保険料をまだ納付していなかった場合、健康保険法第38条第３号の規定に基づき、当該月の保険料の納付期日の翌日から資格を喪失する。

E　健康保険法第172条によると、保険料は、納付義務者が破産手続開始の決定を受けたときは、納期前であっても、すべて徴収することができる。

解答・解説

問５　正解Ｃ

Ａ　○（昭26.3.9保文発619号）

設問のとおりである。被保険者の長期にわたる休職状態が続き実務に服する見込みがない場合又は公務に就任しこれに専従する場合においては被保険者資格を喪失するが、被保険者の資格を喪失しない病気休職の場合は、賃金の支払停止は一時的であり、使用関係は存続しているため、事業主及び被保険者はそれぞれ賃金支給停止前の標準報酬に基づく保険料を折半負担し、事業主はその納付義務を負うとされている。

Ｂ　○（法88条１項・２項、健康保険法施行規則（以下、問10まで「則」とする）67条、68条、69条）

設問のとおりである。

Ｃ　×（昭48.10.17保発39号・庁保発20号）

高額療養費の支給の請求に当たって、法令上は、請求書に証拠書類を添付することは、「特に義務づけられていない」。そのほかの記述は正しい記述である。

Ｄ　○（令3.12.27事務連絡）

設問のとおりである。

Ｅ　○（法172条１号ハ）

設問のとおりである。保険料の繰上徴収が可能なのは、「破産手続開始の決定を受けたとき」であって、「民事再生手続が開始したとき」は該当しないので注意。

〔問６〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　別居している兄弟が共に被保険者であり、その父は弟と同居しているが、兄弟が共に父を等分の扶養により生計を維持している場合、父が死亡したときの家族埋葬料は、兄弟の両方に支給される。

B　療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、30日以内に、届出に係る事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）及び被害の状況を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

C　被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

D　被保険者又は被保険者であった者が、少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときのいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付（傷病手当金及び出産手当金の支給にあっては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は行わないが、その被扶養者に係る保険給付も同様に行わない。

E　厚生労働大臣は、指定訪問看護事業を行う者の指定の申請があった場合において、申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３か月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料又は地方税法に基づく税を一部でも引き続き滞納している者であるときは、その指定をしてはならない。

解答・解説

問６　正解Ｃ

Ａ　×（昭23.4.28保発623号）

別居している兄弟が共に被保険者であり、その父は弟と同居しているが扶養費は兄弟等分に負担している場合には、「その父は弟の被扶養者として取り扱い、その家族埋葬料は弟にだけ支給すべきである」とされている。

Ｂ　×（則65条）

療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者は、「遅滞なく」、届出に係る事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）及び被害の状況を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

Ｃ　〇（法55条４項）

設問のとおりである。設問は、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を行う公費負担医療制度との調整について規定したものである。

Ｄ　×（法118条）

被保険者又は被保険者であった者が、少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときであって、当該期間に係る保険給付が行われない場合であっても、「被扶養者に係る保険給付を行うことは妨げない」とされている。

Ｅ　×（法89条４項７号）

厚生労働大臣は、指定訪問看護事業を行う者の指定の申請があった場合において、申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３か月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した「社会保険料のすべてを」引き続き滞納している者であるときは、その指定をしてはならない。

〔問７〕健康保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　現に海外にいる被保険者からの療養費の支給申請は、原則として、事業主等を経由して行わせ、その受領は事業主等が代理して行うものとし、国外への送金は行わない。

B　健康保険組合は、毎年度終了後６か月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならず、当該報告書は健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

C　単に保険医の診療が不評だからとの理由によって、保険診療を回避して保険医以外の医師の診療を受けた場合には、療養費の支給は認められない。

D　一般労働者派遣事業の事業所に雇用される登録型派遣労働者は、派遣就業に係る１つの雇用契約の終了後、１か月以内に同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業に係る次回の雇用契約（１か月以上のものに限る。）が確実に見込まれる場合であっても、前回の雇用契約を終了した日の翌日に被保険者資格を喪失する。

E　適用事業所に臨時に使用される者で、当初の雇用期間が２か月以内の期間を定めて使用される者であっても、就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていることなどから、２か月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合には、最初の雇用契約期間の開始時から被保険者となる。

解答・解説

問７　正解Ｄ

Ａ　〇（昭56.2.25保険発10号・庁保険発２号）

設問のとおりである。

Ｂ　〇（令24条１項・２項）

設問のとおりである。なお、全国健康保険協会の場合は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後２か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされており、当該承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書及び決算報告書並びに当該監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされている（法７条の28第２項・４項）。

Ｃ　〇（昭24.6.6保文発1017号）

設問のとおりである。その地方に保険医がいない場合又は保険医はいても、その者が傷病等のために、診療に従事することができない場合等には、勿論療養費の支給は認められるが、単に保険診療が不評の理由によって保険診療を回避した場合には、療養費の支給は認められない。

Ｄ　×（平27.9.30保保発0930第９号）

一般労働者派遣事業の事業所に雇用される登録型派遣労働者は、派遣就業に係る１つの雇用契約の終了後、１か月以内に同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業に係る次回の雇用契約（１か月以上のものに限る。）が「確実に見込まれるときは、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格は喪失させないこととして差し支えない」。なお、その１か月以内に次回の雇用契約が締結されなかった場合には、その雇用契約が締結されないことが確実となった日又は当該１か月を経過した日のいずれか早い日をもって使用関係が終了したものとして、事業主に資格喪失届を提出する義務が生じる。したがって、派遣就業に係る雇用契約の終了時に遡って被保険者資格を喪失させる必要はない。

Ｅ　〇（法３条１項２号ロ、令4.9.9保保発0909第１号）

設問のとおりである。なお、就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されている場合等であっても、労使双方により、２か月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱うものとされている。

〔問８〕健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　令和４年10月１日より、弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業に該当する個人事業所のうち、常時５人以上の従業員を雇用している事業所は、健康保険の適用事業所となったが、外国法事務弁護士はこの適用の対象となる事業に含まれない。

B　強制適用事業所が、健康保険法第３条第３項各号に定める強制適用事業所の要件に該当しなくなった場合において、当該事業所の被保険者の２分の１以上が任意適用事業所となることを希望したときは、当該事業所の事業主は改めて厚生労働大臣に任意適用の認可を申請しなければならない。

C　事業所の休業にかかわらず、事業主が休業手当を健康保険の被保険者に支給する場合、当該被保険者の健康保険の被保険者資格は喪失する。

D　被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについて、当該被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解することにより、当該被害者は保険診療による受診が可能であると取り扱う。

E　保険料の免除期間について、育児休業等の期間と産前産後休業の期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されることから、育児休業等から引き続いて産前産後休業を取得した場合は、産前産後休業を開始した日の前日が育児休業等の終了日となる。この場合において、育児休業等の終了時の届出が必要である。

解答・解説

問８　正解Ｄ

Ａ　×（法３条３項１号レ、令１条）

外国法事務弁護士も設問の適用の対象となる事業に「含まれる」。なお、健康保険の適用の対象となる事業として新たに追加された士業は、弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士及び弁理士である。

Ｂ　×（法32条）

強制適用事業所が、使用労働者数の減少や業種変更などにより強制適用事業所の要件に該当しなくなった場合には、「任意加入の申請を行わなくても、自動的に任意適用の認可があったものとみなされる」。したがって、何らの手続をすることもなく、被保険者は被保険者のままでいられる。なお、被保険者である者の４分の３以上の同意を得て事業主が申請すれば、任意適用事業所の取消（任意包括脱退）をすることは可能である。

Ｃ　×（昭25.4.14保発20号）

事業所の休業にかかわらず、事業主が休業手当を健康保険の被保険者に支給する場合、当該被保険者の健康保険の被保険者資格は「継続する」。

Ｄ　〇（令3.5.6保保発0506第５号）

設問のとおりである。健康保険法においては、被保険者が自己の故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない旨の定めがなされており（健康保険法116条）、被保険者の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから同条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところである。しかしながら、当該被害者は、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出により被扶養者から外れるまでの間において、被扶養者の資格のまま緊急的に受診し、金銭的負担を負わざるを得ない場合があるところ、このような場合についてまで健康保険法116条の規定を適用し、保険診療による受診を制限することは、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた被保険者への懲罰的意味において保険給付を行わないこと

とした同条の規定の趣旨に沿わないものであるとともに、被扶養者から外れるまでの間、実質的に保険給付が受けられない結果となるものである。このようなことから、被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者については、設問のような取扱いとすることが健康保険法の趣旨等に沿うものであるとされている。

Ｅ　×（令4.9.13保保発0913第２号・年管管発0913第１号）

設問の場合、育児休業等の終了時の届出は「不要」である。

〔問９〕健康保険法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記ＡからＥまでのうちどれか。

ア　被保険者甲の産前産後休業開始日が令和４年12月10日で、産前産後休業終了日が令和５年３月８日の場合は、令和４年12月から令和５年２月までの期間中の当該被保険者に関する保険料は徴収されない。

イ　被保険者乙の育児休業等開始日が令和５年１月10日で、育児休業等終了日が令和５年３月31日の場合は、令和５年１月から令和５年３月までの期間中の当該被保険者に関する保険料は徴収されない。

ウ　被保険者丙の育児休業等開始日が令和５年１月４日で、育児休業等終了日が令和５年１月16日の場合は、令和５年１月の当該被保険者に関する保険料は徴収されない。

エ　入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

オ　特定長期入院被保険者（療養病床に入院する65歳以上の被保険者）が、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等である病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

Ａ　（アとイ）　　Ｂ　（アとウ）　　Ｃ　（イとウ）
Ｄ　（ウとオ）　　Ｅ　（エとオ）

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとイを正しいとするＡが正解となる。

問９　正解Ａ

ア　○（法159条の３）

設問のとおりである。産前産後休業期間中の保険料の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間である。よって、設問の場合は、令和４年12月から令和５年２月までの期間が免除期間となる。

イ　○（法159条１項１号）

設問のとおりである。育児休業等期間中の保険料の免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間である。よって、設問の場合は、令和５年１月から令和５年３月までの期間が免除期間となる。

ウ　×（法159条１項２号、則135条４項）

育児休業等開始日の属する月と育児休業等終了日の翌日が属する月とが同一である場合、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合に限り、当該月が育児休業等期間中の保険料の免除の対象となる。設問の場合、当該月における育児休業等の日数が13日であり、14日に満たないため、令和５年１月の保険料は「徴収される」。

エ　×（法85条２項）

入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）「から食事療養標準負担額を控除した額」とする。

オ　×（法85条の２第１項）

設問の場合、「入院時生活療養費」を支給する。

〔問10〕傷病手当金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　被保険者（任意継続被保険者を除く。）が業務外の疾病により労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して４日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

B　傷病手当金の待期期間について、疾病又は負傷につき最初に療養のため労務不能となった場合のみ待期が適用され、その後労務に服し同じ疾病又は負傷につき再度労務不能になった場合は、待期の適用がない。

C　傷病手当金を受ける権利の消滅時効は２年であるが、その起算日は労務不能であった日ごとにその当日である。

D　令和５年４月１日に被保険者の資格を喪失した甲は、資格喪失日の前日まで引き続き１年以上の被保険者（任意継続被保険者、特例退職被保険者又は共済組合の組合員である被保険者ではないものとする。）期間を有する者であった。甲は、令和５年３月27日から療養のため労務に服することができない状態となったが、業務の引継ぎのために令和５年３月28日から令和５年３月31日までの間は出勤した。この場合、甲は退職後に被保険者として受けることができるはずであった期間、傷病手当金の継続給付を受けることができる。

E　傷病手当金の支給期間中に被保険者が死亡した場合、当該傷病手当金は当該被保険者の死亡日の前日分まで支給される。

解答・解説

問10　正解Ｂ

Ａ　×（法99条１項）

被保険者（任意継続被保険者を除く。）が業務外の疾病により労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して「３日」を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

Ｂ　〇（昭和2.3.11保理1085号）

設問のとおりである。同一傷病の場合、待期は一度完成していればよいため、設問の場合は、再度の待期は不要である。

Ｃ　×（法193条１項、昭30.9.7保険発199号の２）

傷病手当金を受ける権利の消滅時効は２年であるが、その起算日は労務不能であった日ごとにその「翌日」である。

Ｄ　×（法104条、昭31.2.29保文発1590号）

設問の場合、待期が完成しておらず、資格喪失の際、現に傷病手当金の支給を受けていないため、傷病手当金の継続給付を受けることは「できない」。なお、仮に待期が完成していたとしても、退職時疾病にかかっていても、会社に出勤して労務に服していれば、資格喪失の際、現に傷病手当金の支給を受けていないため、資格喪失後の傷病手当金の受給はできない。

Ｅ　×（法36条１号、99条１項）

被保険者が死亡した場合、死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失する。死亡した当日は、被保険者の資格を有しているため、設問の場合、傷病手当金は「死亡日の当日分まで」支給される。

厚生年金保険法

〔問１〕厚生年金保険法第26条に規定する３歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例（以下本問において「本特例」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　本特例についての実施機関に対する申出は、第１号厚生年金被保険者又は第４号厚生年金被保険者はその使用される事業所の事業主を経由して行い、第２号厚生年金被保険者又は第３号厚生年金被保険者は事業主を経由せずに行う。

B　本特例が適用される場合には、老齢厚生年金の額の計算のみならず、保険料額の計算に当たっても、実際の標準報酬月額ではなく、従前標準報酬月額が用いられる。

C　甲は、第１号厚生年金被保険者であったが、令和４年５月１日に被保険者資格を喪失した。その後、令和５年６月15日に３歳に満たない子の養育を開始した。更に、令和５年７月１日に再び第１号厚生年金被保険者の被保険者資格を取得した。この場合、本特例は適用される。

D　第１子の育児休業終了による職場復帰後に本特例が適用された被保険者乙の従前標準報酬月額は30万円であったが、育児休業等終了時改定に該当し標準報酬月額は24万円に改定された。その後、乙は第２子の出産のため厚生年金保険法第81条の２の２第１項の適用を受ける産前産後休業を取得し、第２子を出産し産後休業終了後に職場復帰したため第２子の養育に係る本特例の申出を行った。第２子の養育に係る本特例が適用された場合、被保険者乙の従前標準報酬月額は24万円である。

E　本特例の適用を受けている被保険者の養育する第１子が満３歳に達する前に第２子の養育が始まり、この第２子の養育にも本特例の適用を受ける場合は、第１子の養育に係る本特例の適用期間は、第２子が３歳に達した日の翌日の属する月の前月までとなる。

解答・解説

問１　正解Ａ

Ａ　○（厚生年金保険法（以下、問10まで「法」とする）26条１項・４項）

設問のとおりである。第１号厚生年金被保険者又は第４号厚生年金被保険者が標準報酬月額の特例適用の申出をするときは、その使用される事業所の事業主を経由して行うこととされているのであって、事業主に申出義務があるわけではない。

Ｂ　×（法26条１項）

厚生年金保険法における養育期間中の標準報酬月額の特例は、当該期間の年金額を計算する際、その計算の基礎となる標準報酬月額が低額とならないようにするためのものであるので、本特例が適用される場合であっても、保険料額の計算に当たっては、「実際の標準報酬月額が用いられる」。なお、本特例は、その趣旨から健康保険法にはない厚生年金保険法独自のものである。

Ｃ　×（法26条１項）

本特例について、子を養育することとなった日の属する月の前月において被保険者でない場合は、子を養育することとなった日の属する月の前月前１年以内における被保険者であった月のうち直近の月の標準報酬月額を従前標準報酬月額とすることとされている。設問の場合、子を養育することとなった日の属する月の前月前１年以内において被保険者であった月がなく、従前標準報酬月額となる標準報酬月額が存在しないため、本特例は「適用されない」。

Ｄ　×（法26条３項）

第２子の出産のため厚生年金保険法81条の２の２第１項（産前産後休業期間中の保険料の免除）の適用を受ける産前産後休業を開始した場合には、第１子の特例措置が終了するが、この場合において、第２子養育中の標準報酬月額が第１子に係る従前標準報酬月額を下回るときは、第２子に係る特例対象期間の年金額の計算は、第１子に係る従前標準報酬月額を基礎とすることとされている。よって、設問の被保険者乙の従前標準報酬月額は、第１子に係る従前標準報酬月額である「30万円」となる。

Ｅ　×（法26条１項３号）

設問の場合、第１子の養育に係る本特例の適用期間は、「第２子を養育することとなった日」の翌日の属する月の前月までとなる。

〔問２〕厚生年金保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　船舶所有者は、その住所に変更があったときは、５日以内に、所定の届書を日本年金機構に提出しなければならない。

B　住民基本台帳法第30条の９の規定により、厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の提供を受けることができない被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者又は第４種被保険者等ではないものとする。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出なければならない。

C　受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

D　老齢厚生年金の受給権者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を変更したときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を、日本年金機構に提出しなければならないが、老齢厚生年金の受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第20条の２第１項の届出を行ったときは、本届出を行ったものとみなされる。

E　適用事業所の事業主は、被保険者（船員被保険者を除く。）の資格の取得に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないが、この届出は、当該事実があった日から５日以内に、所定の届書等を日本年金機構に提出することによって行うものとされている。

解答・解説

問２　正解Ａ

Ａ　×（厚生年金保険法施行規則（以下、問10まで「則」とする）23条４項）

船舶所有者は、その住所に変更があったときは、「速やかに」、所定の届書を日本年金機構に提出しなければならない。

Ｂ　〇（則６条）

設問のとおりである。一般的に、厚生労働大臣が住民基本台帳法30条の９の規定により地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合は、住所変更届又は氏名変更に係る申出若しくは届出は、不要である。

Ｃ　〇（法98条３項）

設問のとおりである。

Ｄ　〇（則38条の２）

設問のとおりである。

Ｅ　〇（法27条、則15条１項）

設問のとおりである。なお、船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があった日から10日以内に、所定の届書等を機構に提出することによって行うものとされている。

〔問３〕厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けることにより当該事業所を適用事業所でなくすることができるが、このためには、当該事業所に使用される者の全員の同意を得ることが必要である。なお、当該事業所には厚生年金保険法第12条各号のいずれかに該当する者又は特定４分の３未満短時間労働者に該当する者はいないものとする。

B　死亡した被保険者に死亡の当時生計を維持していた妻と子があった場合、妻が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって、子が当該遺族基礎年金の受給権を有していても、その間、妻に対する遺族厚生年金は支給される。

C　適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となるが、船舶所有者に臨時に使用される船員であって日々雇い入れられる者は被保険者とはならない。

D　老齢厚生年金における加給年金額の加算対象となる配偶者が、繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該配偶者に係る加給年金額は支給が停止される。

E　被保険者であった70歳以上の者で、日々雇い入れられる者として船舶所有者以外の適用事業所に臨時に使用されている場合（１か月を超えて引き続き使用されるに至っていないものとする。）、その者は、厚生年金保険法第27条で規定する「70歳以上の使用される者」には該当しない。

解答・解説

問３　正解Ｅ

Ａ　×（法８条）

任意適用事業所の取消しの認可を受けようとするときは、任意適用事業所の事業主は、当該事業所に使用される者の「４分の３以上」の同意を得ることが必要である。

Ｂ　×（法66条２項）

設問の場合、妻に対する遺族厚生年金は「支給が停止される」。配偶者に対する遺族厚生年金は、配偶者が子と生計を同じくしないために子のみが遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間その支給が停止される。

Ｃ　×（法９条、12条１号イ）

船舶所有者に臨時に使用される船員であって日々雇い入れられる者は「被保険者となる」。船員保険の強制被保険者は、健康保険法においては適用除外とされているが、厚生年金保険法では適用される。そして、臨時に使用される者又は季節的業務に使用される者であっても、船舶所有者に使用される船員については、適用除外とはされない。

Ｄ　×（法46条６項、厚生年金保険法施行令（以下、問10まで「令」とする）３条の７）

加給年金額の対象となる配偶者が老齢基礎年金の繰上げ支給を受ける場合であっても、当該配偶者に係る加給年金額は「支給停止されない」。

Ｅ　○（法27条、則10条の４）

設問のとおりである。設問の者は、厚生年金保険法12条１号イに該当する（適用除外に該当する者である）ため、「70歳以上の使用される者」には該当しない。なお、「70歳以上の使用される者（70歳以上被用者）」とは、次の全ての要件に該当する者を指す。

①　70歳以上であること。

②　厚生年金保険法12条各号に規定する適用除外に該当しないものであること。

③　厚生年金保険の被保険者期間を有する者であること。

〔問４〕厚生年金保険法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア　被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

イ　厚生年金保険の適用事業所で使用される70歳以上の者であっても、厚生年金保険法第12条各号に規定する適用除外に該当する者は、在職老齢年金の仕組みによる老齢厚生年金の支給停止の対象とはならない。

ウ　被保険者が同時に２以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の額に乗じて得た額とされている。

エ　中高齢寡婦加算が加算された遺族厚生年金の受給権者である妻が、被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、中高齢寡婦加算は支給が停止される。

オ　経過的寡婦加算が加算された遺族厚生年金の受給権者である妻が、障害基礎年金の受給権を有し、当該障害基礎年金の支給がされているときは、その間、経過的寡婦加算は支給が停止される。

A　一つ
B　二つ
C　三つ
D　四つ
E　五つ

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとイとエ及びオの四つを正しいとするＤが正解となる。

問４　正解Ｄ

ア　〇（法19条１項）

設問のとおりである。なお、「被保険者期間」と「被保険者であった期間」とは異なるものであり、「被保険者であった期間」とは、まさに厚生年金保険の被保険者として適用事業所等に使用されていた実期間であり、「被保険者期間」とは、月を単位として計算される期間である。

イ　〇（法27条、46条１項、則10条の４）

設問のとおりである。厚生年金保険の適用事業所で使用される70歳以上の者であっても、厚生年金保険法12条各号に規定する適用除外に該当する者は、「70歳以上の使用される者」には該当しないため、在職老齢年金の仕組みによる老齢厚生年金の支給停止の対象とはならない。

ウ　×（令４条２項）

被保険者が同時に２以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の「半額」に乗じて得た額とされている。

エ　〇（法65条）

設問のとおりである。中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金の支給を受けることができない中高齢の妻に対して、子の加算額を除いた遺族基礎年金額の４分の３を最低保障しようとするものであるため、当該妻が遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、中高齢寡婦加算は支給が停止される。

オ　〇（昭60法附則73条）

設問のとおりである。障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給されるときは、少なくとも満額の老齢基礎年金に相当する額は受給できるため、その間、経過的寡婦加算は支給が停止される。

〔問５〕遺族厚生年金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　夫の死亡による遺族厚生年金を受給している者が、死亡した夫の血族との姻族関係を終了させる届出を提出した場合でも、遺族厚生年金の受給権は失権しない。

B　夫の死亡による遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給していた甲が、新たに障害厚生年金の受給権を取得した。甲が障害厚生年金の受給を選択すれば、夫の死亡当時、夫によって生計を維持されていた甲の子（現在10歳）に遺族厚生年金が支給されるようになる。

C　船舶が行方不明となった際、現にその船舶に乗っていた被保険者若しくは被保険者であった者の生死が３か月間分からない場合は、遺族厚生年金の支給に関する規定の適用については、当該船舶が行方不明になった日に、その者は死亡したものと推定される。

D　配偶者と離別した父子家庭の父が死亡し、当該死亡の当時、生計を維持していた子が遺族厚生年金の受給権を取得した場合、当該子が死亡した父の元配偶者である母と同居することになったとしても、当該子に対する遺族厚生年金は支給停止とはならない。

E　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた配偶者で、前年収入が年額800万円であった者は、定期昇給によって、近い将来に収入が年額850万円を超えることが見込まれる場合であっても、その被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたと認められる。

解答・解説

問５　正解Ｂ

Ａ　○（法63条）

設問のとおりである。「死亡した夫の血族との姻族関係を終了させる届出を提出した場合」は、遺族厚生年金の失権事由には該当しない。

Ｂ　×（法66条１項）

設問の場合、甲が障害厚生年金の受給を選択すれば、甲の遺族厚生年金は支給停止となるが、この場合であっても、甲の子に遺族厚生年金は「支給されない（支給停止は解除されない）」。配偶者と子はともに第１順位であるが、遺族厚生年金は配偶者に優先支給され、子の遺族厚生年金が支給停止になる。ただし、次の場合は、配偶者の遺族厚生年金の支給が停止されている間は、子に遺族厚生年金が支給される。

① 夫（遺族基礎年金の受給権を有しない者に限る）の年齢が60歳に達する前のため、夫の遺族厚生年金の支給が停止されている場合
② 子のみが遺族基礎年金の受給権を有するため、配偶者の遺族厚生年金の支給が停止されている場合
③ 配偶者の所在が１年以上不明のため、配偶者の遺族厚生年金の支給が停止されている場合

設問のケースは、上記の①～③のいずれにも該当しないため、子に遺族厚生年金が支給されることはない。

Ｃ　○（法59条の２）

設問のとおりである。なお、航空機が行方不明等になった場合についても同様である。

Ｄ　○（法66条１項ほか）

設問のとおりである。設問のように、当該子が死亡した父の元配偶者である母と同居することになったとしても、当該子に対する遺族厚生年金は支給停止とはならない。なお、遺族基礎年金にあっては、生計を同じくするその子の父又は母があるときは、当該子に対する遺族基礎年金は支給停止となる。

Ｅ　〇（平23.3.23年発0323第１号）

設問のとおりである。前年収入が年額800万円（年額850万円未満）であれば、定期昇給によって、近い将来に収入が年額850万円を超えることが見込まれる場合であっても、生計維持関係が認められる。

〔問６〕特別支給の老齢厚生年金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　第２号厚生年金被保険者期間のみを有する昭和36年１月１日生まれの女性で、特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件を満たす場合、報酬比例部分の支給開始年齢は64歳である。

B　特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件の１つは、１年以上の被保険者期間を有することであるが、この被保険者期間には、離婚時みなし被保険者期間を含めることができる。

C　特別支給の老齢厚生年金については、雇用保険法による高年齢雇用継続給付との併給調整が行われる。ただし、在職老齢年金の仕組みにより、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されている場合は、高年齢雇用継続給付との併給調整は行われない。

D　報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する者であって、受給権を取得した日から起算して１年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかった場合は、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。

E　報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権を有する者が、被保険者でなく、かつ、障害の状態にあるときは、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができる。ただし、ここでいう障害の状態は、厚生年金保険の障害等級１級又は２級に該当する程度の障害の状態に限定される。

解答・解説

問６　正解Ａ

Ａ　○（法附則８条の２第１項）

設問のとおりである。第２号厚生年金被保険者期間のみを有する昭和34年４月２日～昭和36年４月１日生まれの女性の特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢は、64歳である。

Ｂ　×（法附則８条２号、17条の10）

特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件である１年以上の被保険者期間には、離婚時みなし被保険者期間を「含めることはできない」。

Ｃ　×（法附則11条の６第１項・８項）

在職老齢年金の仕組みにより、老齢厚生年金の支給停止の調整がされている場合であっても、高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるときは、在職老齢年金による支給停止の調整に加えて、高年齢雇用継続給付との「併給調整が行われる」。

Ｄ　×（法44条の３第１項）

特別支給の老齢厚生年金については、支給繰下げの申出をすることは「できない」。

Ｅ　×（法附則９条の２第１項）

設問の障害の状態は、厚生年金保険の障害等級「１級、２級又は３級」に該当する程度の障害の状態を指す。

〔問７〕厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　老齢厚生年金に係る子の加給年金額は、その対象となる子の数に応じて加算される。１人当たりの金額は、第２子までは配偶者の加給年金額と同額だが、第３子以降は、配偶者の加給年金額の３分の２の額となる。

B　昭和９年４月２日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者については、配偶者の加給年金額に更に特別加算が行われる。特別加算額は、受給権者の生年月日によって異なり、その生年月日が遅いほど特別加算額が少なくなる。

C　甲は、厚生年金保険に加入しているときに生じた障害により、障害等級２級の障害基礎年金と障害厚生年金を受給している。現在は、自営業を営み、国民年金に加入しているが、仕事中の事故によって、新たに障害等級２級に該当する程度の障害の状態に至ったため、甲に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じた。この事例において、前後の障害を併合した障害の程度が障害等級１級と認定される場合、新たに障害等級１級の障害基礎年金の受給権が発生するとともに、障害厚生年金の額も改定される。

D　乙は、視覚障害で障害等級３級の障害厚生年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級１級又は２級に該当しない程度の障害の状態にあるものとする。）を受給している。現在も、厚生年金保険の適用事業所で働いているが、新たな病気により、障害等級３級に該当する程度の聴覚障害が生じた。後発の障害についても、障害厚生年金に係る支給要件が満たされている場合、厚生年金保険法第48条の規定により、前後の障害を併合した障害等級２級の障害厚生年金が乙に支給され、従前の障害厚生年金の受給権は消滅する。

E　障害手当金の額は、厚生年金保険法第50条第１項の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額である。ただし、その額が、障害基礎年金２級の額に２を乗じて得た額に満たないときは、当該額が障害手当金の額となる。

解答・解説

問７　正解Ｃ

Ａ　×（法44条２項）

老齢厚生年金に係る子の加給年金額の１人当たりの金額は、第２子までは配偶者の加給年金額と同額（224,700円×改定率）だが、第３子以降は、配偶者の加給年金額の「３分の１」の額（74,900円×改定率）となる。

Ｂ　×（昭60法附則60条２項）

特別加算額は、受給権者の生年月日によって異なり、その生年月日が遅いほど特別加算額が「多くなる」。

Ｃ　○（法52条の２第１項）

設問のとおりである。障害厚生年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の１級又は２級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く）の受給権者が退職等により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、国民年金の第１号被保険者又は第３号被保険者となった期間中に当該障害厚生年金の支給事由とは別の支給事由による「障害基礎年金」の受給権が発生したときは、障害基礎年金について併合認定が行われ、障害厚生年金は、前後の障害を併合した障害の程度に応じて額の改定が行われる。

Ｄ　×（法48条）

設問の場合、「厚生年金保険法48条の規定は適用されず、併合認定は行われないため、従前の障害厚生年金の受給権は消滅しない」。受給権取得当時から引き続き障害等級３級に該当する程度の障害の状態にある受給権者に係る障害厚生年金は併合認定の対象にはならない。つまり、当初からずっと３級の障害厚生年金は、併合認定される余地がないので、その受給権が消滅することはなく、失権事由に該当しない限り、受給権は存続する。

Ｅ　×（法57条）

障害手当金の額は、厚生年金保険法50条１項の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額である。ただし、その額が、障害基礎年金２級の額「に４分の３を乗じて得た額」（障害厚生年金の最低保障額）に２を乗じて得た額に満たないときは、当該額が障害手当金の額となる。

〔問８〕厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　特定４分の３未満短時間労働者に対して厚生年金保険が適用されることとなる特定適用事業所とは、事業主が同一である１又は２以上の適用事業所であって、当該１又は２以上の適用事業所に使用される労働者の総数が常時100人を超える事業所のことである。

B　毎年12月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行わなければならない。

C　政府は、令和元年８月に、国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しを公表した。そのため、遅くとも令和７年12月末までには、新たな国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しを作成しなければならない。

D　国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、モデル年金の所得代替率が100分の50を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとされている。この所得代替率の分母の基準となる額は、当該年度の前年度の男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額である。

E　厚生年金保険の任意単独被保険者となっている者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができるが、資格喪失に際しては、事業主の同意を得る必要がある。

解答・解説

問８　正解Ｄ

Ａ　×（平24法附則17条12項）

特定４分の３未満短時間労働者に対して厚生年金保険が適用されることとなる特定適用事業所とは、事業主が同一である１又は２以上の適用事業所であって、当該１又は２以上の適用事業所に使用される「特定労働者」の総数が常時100人を超える事業所のことである。なお、「特定労働者」とは、70歳未満の者のうち、適用除外に該当しないものであって、特定４分の３未満短時間労働者以外のものをいう。

Ｂ　×（法20条２項）

毎年「３月31日」における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を「行うことができる」。なお、当該標準報酬月額の等級区分の改定は、その年の９月１日から行うことができる。

厚生年金保険法における標準報酬月額の上限は、全被保険者の標準報酬月額の平均額のおおむね２倍となるように設定（改定）される。なお、健康保険法の場合と異なり、当該等級区分の改定に係る政令の制定又は改正について立案を行う場合に、「社会保障審議会の意見を聴くもの」とはされていない。

Ｃ　×（法２条の４第１項）

財政の現況及び見通しは、「少なくとも５年ごとに」作成しなければならないとされているため、次の財政の現況及び見通しは、遅くとも令和元年の５年後である「令和６年」に作成される。

Ｄ　〇（平16法附則２条１項）

設問のとおりである。「所得代替率」とは、新しく年金を受給し始める時点での標準的な年金額（40年間被用者として平均的な賃金額を受け就労していた夫とその期間の全てが専業主婦であった妻の世帯に支給される年金額）の、厚生年金保険の男子被保険者の平均標準報酬額から公租公課の額を控除して得た

額に対する比率をいう。

Ｅ　×（法11条）

任意単独被保険者の資格喪失の認可の申請は、いつでも、「事業主の同意を得ることなく」、行うことができる。

〔問９〕厚生年金保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　今年度65歳に達する被保険者甲と乙について、20歳に達した日の属する月から60歳に達した日の属する月の前月まで厚生年金保険に加入した甲と、20歳に達した日の属する月から65歳に達した日の属する月の前月まで厚生年金保険に加入した乙とでは、老齢厚生年金における経過的加算の額は異なる。

B　老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者に支給する繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月までの被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額と在職老齢年金の仕組みによりその支給を停止するものとされた額を勘案して、政令で定める額とする。

C　65歳到達時に老齢厚生年金の受給権が発生していた者が、72歳のときに老齢厚生年金の裁定請求をし、かつ、請求時に繰下げの申出をしない場合には、72歳から遡って５年分の年金給付が一括支給されることになるが、支給される年金には繰下げ加算額は加算されない。

D　厚生年金保険法第43条第２項の在職定時改定の規定において、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が１か月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎として、基準日の属する月の翌月から年金の額を改定するものとする。

E　被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、再び被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して１か月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月以前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して１か月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

問９　正解Ｄ

Ａ　×（昭60法附則59条２項）

経過的加算額は、「特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額－老齢基礎年金相当部分の額」によって計算される。この算式のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額の計算に用いる被保険者期間の月数については、昭和21年４月２日以後生まれの者にあっては480月が上限とされている。また、この算式のうち、老齢基礎年金相当部分の額の計算に用いる厚生年金保険の被保険者期間の月数については、昭和36年４月以後の厚生年金保険の被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間とされている。したがって、設問の場合、甲と乙では、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額の計算に用いる被保険者期間の月数が同じであり、老齢基礎年金相当部分の額の計算に用いる厚生年金保険の被保険者期間の月数も同じであるため、甲と乙の老齢厚生年金における経過的加算の額は「同じ」となる。

Ｂ　×（法44条の３第４項）

老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者に支給する繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月「の前月」までの被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額と在職老齢年金の仕組みによりその支給を停止するものとされた額を勘案して、政令で定める額とする。

Ｃ　×（法44条の３第４項・５項）

70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の５年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給することになるため、支給する年金には受給権発生から裁定請求の５年前までの月数に応じた増額を行う。そのため、設問の場合は、支給される年金には繰下げ加算額が「加算される」。

Ｄ　〇（法43条２項）

設問のとおりである。「在職定時改定」とは、65歳以上の老齢厚生年金の在職受給権者について、在職中であっても年金額の改定を毎年１回定時に行う仕組みである。すなわち、「在職定時改定」とは、毎年８月以前の被保険者であ

った期間を基礎として増額された年金額を翌々月の10月から反映するというものである。

Ｅ　×（法43条３項）

被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、再び被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して１か月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した「月前」における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して１か月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

〔問10〕厚生年金保険法に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア　障害厚生年金の給付事由となった障害について、国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が障害等級２級の障害基礎年金の額に２分の１を乗じて端数処理をして得た額に満たないときは、当該額が最低保障額として保障される。なお、配偶者についての加給年金額は加算されない。

イ　甲は、障害等級３級の障害厚生年金の支給を受けていたが、63歳のときに障害等級３級に該当する程度の障害の状態でなくなったために当該障害厚生年金の支給が停止された。その後、甲が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく65歳に達したとしても、障害厚生年金の受給権は65歳に達した時点では消滅しない。

ウ　遺族厚生年金を受けることができる遺族のうち、夫については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた者で、55歳以上であることが要件とされており、かつ、60歳に達するまでの期間はその支給が停止されるため、国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときも、55歳から遺族厚生年金を受給することはない。

エ　遺族厚生年金は、障害等級１級又は２級に該当する程度の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したときにも、一定の要件を満たすその者の遺族に支給されるが、その支給要件において、その死亡した者について保険料納付要件を満たすかどうかは問わない。

オ　遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権も有している妻が、30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が失権事由により消滅した場合、遺族厚生年金の受給権は当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から５年を経過したときに消滅する。

A　（アとイ）　B　（アとウ）　C　（イとエ）
D　（ウとオ）　E　（エとオ）

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウを誤りとするＢが正解となる。

問10 正解Ｂ

ア ×（法50条３項）

障害厚生年金の給付事由となった障害について、国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が障害等級２級の障害基礎年金の額に「４分の３」を乗じて端数処理をして得た額に満たないときは、当該額が最低保障額として保障される。

イ ○（法53条２号）

設問のとおりである。障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が65歳に達した場合であっても、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく３年を経過していなければ、障害厚生年金の受給権は、65歳に達したときには消滅せず、当該３年を経過したときに消滅する。

ウ ×（法59条１項１号、65条の２）

夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が60歳に達するまでの期間、その支給を停止するが、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、「当該遺族厚生年金の支給は停止されない」。

エ ○（法58条１項３号）

設問のとおりである。遺族厚生年金の被保険者等の要件において、障害等級１級又は２級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、保険料納付要件は問わない。

オ ○（法63条１項５号ロ）

設問のとおりである。夫の死亡当時には子のある妻（遺族基礎年金の受給権を有する妻）であったが、30歳到達前に子のない妻になった（遺族基礎年金の受給権が消滅した）場合は、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して５年を経過したときに失権する。

国民年金法

〔問１〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　保険料の全額免除の規定により、納付することを要しないとの厚生労働大臣の承認を受けたことのある老齢基礎年金の受給権者が、当該老齢基礎年金を請求していない場合、その承認を受けた日から10年以内の期間に係る保険料について追納することができる。

B　付加年金は、第１号被保険者及び第３号被保険者としての被保険者期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給されるが、第２号被保険者期間を有する者について、当該第２号被保険者期間は付加年金の対象とされない。

C　厚生労働大臣は、被保険者から保険料の口座振替納付を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

D　被保険者ではなかった19歳のときに初診日のある傷病を継続して治療中の者が、その傷病の初診日から起算して１年６か月を経過した当該傷病による障害認定日（20歳に達した日後とする。）において、当該傷病により障害等級２級以上に該当する程度の障害の状態にあるときには、その者に障害基礎年金を支給する。

E　寡婦年金の額は、死亡した夫の老齢基礎年金の計算の例によって計算した額の４分の３に相当する額であるが、当該夫が３年以上の付加保険料納付済期間を有していた場合には、上記の額に8,500円を加算した額となる。

解答・解説

問１　正解Ｄ

Ａ　×（国民年金法（以下、問10まで「法」とする）94条１項）

老齢基礎年金の受給権者は、追納をすることは「できない」（裁定請求後に年金を受給しながら年金額を増やすことはできない。）。

Ｂ　×（法43条）

付加年金は、「付加保険料に係る保険料納付済期間」を有する者（第１号被保険者（65歳未満の任意加入被保険者を含む。）であった間に、付加保険料の納付済期間を１月でも有する者）が老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給されるものであり、第２号被保険者期間と「第３号被保険者期間」は、付加年金の対象とされない。

Ｃ　×（法92条の２）

厚生労働大臣は、被保険者から保険料の口座振替納付を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、「かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるとき」に限り、その申出を承認することができる。

Ｄ　〇（法30条の４第１項）

設問のとおりである。設問の者は、初診日において20歳未満（19歳）であり、20歳に達した日後に障害認定日があるため、当該障害認定日において障害等級２級以上に該当する程度の障害の状態にあるときには、その者に障害基礎年金（20歳前傷病による障害基礎年金）が支給される。

Ｅ　×（法50条）

寡婦年金については、死亡した夫が付加保険料を納めていた場合でも、付加年金の加算は行われない。なお、設問のような加算があるのは、死亡一時金である。

〔問２〕国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　学生納付特例による保険料納付猶予の適用を受けている第１号被保険者が、新たに保険料の法定免除の要件に該当した場合には、その該当するに至った日の属する月の前月から、これに該当しなくなる日の属する月までの期間、法定免除の適用の対象となる。

B　老齢基礎年金と付加年金の受給権を有する者が、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合、付加年金は当該申出のあった日の属する月の翌月から支給が開始され、支給額は老齢基礎年金と同じ率で増額される。

C　死亡した甲の妹である乙は、甲の死亡当時甲と生計を同じくしていたが、甲によって生計を維持していなかった。この場合、乙は甲の死亡一時金の支給を受けることができる遺族とはならない。なお、甲には、乙以外に死亡一時金を受けることができる遺族はいないものとする。

D　国民年金第２号被保険者としての保険料納付済期間が15年であり、他の被保険者としての保険料納付済期間及び保険料免除期間を有しない夫が死亡した場合、当該夫の死亡当時生計を維持し、婚姻関係が15年以上継続した60歳の妻があった場合でも、寡婦年金は支給されない。なお、死亡した夫は、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがないものとする。

E　国民年金法第104条によると、市町村長（地方自治法第252条の19第１項の指定都市においては、区長又は総合区長とする。）は、厚生労働大臣又は被保険者、被保険者であった者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であった者若しくは受給権者又は遺族基礎年金の支給若しくは障害基礎年金若しくは遺族基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

解答・解説

問２　正解Ｃ

Ａ　〇（法89条１項）

設問のとおりである。学生納付特例の対象となる者であっても、法定免除の要件に該当する場合には、法定免除の規定を優先適用する。

Ｂ　〇（法46条）

設問のとおりである。老齢基礎年金と付加年金の受給権を有する者が、老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合は、付加年金も繰下げ支給される（老齢基礎年金と同様の増額率で増額される。）。

Ｃ　×（法52条の３第１項）

死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとされている。したがって、設問の乙は、甲の死亡一時金の支給を受けることができる「遺族となる」（生計維持要件までは必要ない。）。

Ｄ　〇（法49条１項）

設問のとおりである。寡婦年金が支給される死亡した夫の要件の一つとして、第１号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であることがあるが、設問の死亡した夫は、この要件を満たしていないため、妻に寡婦年金は支給されない。

Ｅ　〇（法104条）

設問のとおりである。

〔問３〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金を支給する。

B　国民年金法による保険料の納付猶予制度及び学生納付特例制度は、いずれも国民年金法本則に規定されている。

C　65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者で昭和28年10月１日生まれの者は、老齢基礎年金、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を取得するなど、他の失権事由に該当しないとしても、令和５年９月30日に70歳に達することによりその日に被保険者の資格を喪失する。

D　62歳の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者である場合、第２号被保険者にはならない。

E　国民年金の給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

解答・解説

問３　正解Ｃ

Ａ　×（法69条）

故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は「支給しない」。

Ｂ　×（法90条の３、平16法附則19条、平26法附則14条）

学生納付特例制度は国民年金法の本則（法90条の３）に規定されているが、納付猶予制度は時限措置であるため、国民年金法の「附則（平16法附則19条、平26法附則14条）」に規定されている。

Ｃ　〇（平６法附則11条６項４号）

設問のとおりである。特例任意加入被保険者の制度は、現在は、65歳に達しても受給資格期間10年を満たせない者を救済する措置となっており、これは当該者が70歳に達する日までの措置であるため、老齢基礎年金、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を取得するなど、他の失権事由に該当しない場合であっても、70歳に達することによりその日に被保険者の資格を喪失する。

Ｄ　×（法７条１項２号、法附則３条）

厚生年金保険の被保険者が、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付（老齢基礎年金又は老齢厚生年金等）の受給権を有する「65歳以上の者」である場合は、国民年金の第２号被保険者とはならない。したがって、65歳未満である場合は、厚生年金保険の被保険者である者は、特別支給の老齢厚生年金の受給権者であっても、国民年金の「第２号被保険者となる」。

Ｅ　×（法24条）

国民年金の給付を受ける権利を担保に供する場合については、設問のような例外規定はない。また、遺族基礎年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえることはできない。例外的に国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえることができるのは、老齢基礎年金、付加年金、脱退一時金及び特別一時金を受ける権利である。

〔問４〕国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　被保険者が、被保険者の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を１か月として被保険者期間に算入するが、その月に更に被保険者の資格を取得したときは、前後の被保険者期間を合算し、被保険者期間２か月として被保険者期間に算入する。

B　老齢基礎年金の受給権を裁定した場合において、その受給権者が老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）の年金証書の交付を受けているときは、当該老齢厚生年金の年金証書は、当該老齢基礎年金の年金証書とみなされる。

C　解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなくて、解散に伴いその解散した日において年金の支給に関する義務を負っている者に係る政令の定めに従い算出された責任準備金相当額を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、６か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

D　老齢基礎年金の支給の繰上げをした者には寡婦年金は支給されず、国民年金の任意加入被保険者になることもできない。

E　国民年金法第26条によると、老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が65歳に達したときに、その者に支給される。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときは、この限りでない。なお、その者は合算対象期間を有しないものとする。

解答・解説

問４　正解Ａ

Ａ　×（法11条２項）

被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、「後の資格取得に係る期間のみをとって１か月の被保険者期間として算入する」。つまり、同一の月に２回以上被保険者資格の得喪があっても、その月は被保険者期間１か月として被保険者期間に算入される。

Ｂ　〇（国民年金法施行規則（以下、問10まで「則」とする）65条２項・３項）

設問のとおりである。

Ｃ　〇（法111条の３第１項）

設問のとおりである。

Ｄ　〇（法附則９条の２の３）

設問のとおりである。繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を有した場合には、65歳に達したとみなされるため、寡婦年金は支給されず、国民年金の任意加入被保険者になることもできない。

Ｅ　〇（法26条）

設問のとおりである。

〔問５〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、保険料４分の１免除の規定が適用されている者は、免除されないその残余の４分の３の部分（額）が納付又は徴収された場合、当該納付又は徴収された期間は、保険料納付済期間となる。

B　保険料の産前産後免除期間が申請免除又は納付猶予の終期と重なる場合又はその終期をまたぐ場合でも、翌周期の継続免除又は継続納付猶予対象者として取り扱う。例えば、令和３年７月から令和４年６月までの継続免除承認者が、令和４年５月から令和４年８月まで保険料の産前産後免除期間に該当した場合、令和４年９月から令和５年６月までの保険料に係る継続免除審査を行う。

C　第２号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間は、老齢基礎年金の年金額の計算に関しては保険料納付済期間に算入され、合算対象期間に算入されない。

D　４月に第１号被保険者としての保険料を納付した者が、同じ月に第２号被保険者への種別の変更があった場合には、４月は第２号被保険者であった月とみなし、第１号被保険者としての保険料の納付をもって第２号被保険者としての保険料を徴収したものとみなす。

E　20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者が刑事施設等に収容されている場合、その該当する期間は、その支給が停止されるが、判決の確定していない未決勾留中の者についても、刑事施設等に収容されている間は、その支給が停止される。

解答・解説

問５　正解Ｂ

Ａ　×（法５条６項）

保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、保険料４分の１免除の規定が適用されている者は、免除されないその残余の４分の３の部分（額）が納付又は徴収された場合、当該納付又は徴収された期間は、「保険料４分の１免除期間」となる。設問の「その残余の４分の３の部分（額）」とは、保険料額の４分の１について納付免除の承認がなされた場合には、納付すべき４分の３に相当する額のことをいう。この場合、その４分の３の額について保険料を納付すれば「保険料４分の１免除期間」となるため「保険料納付済期間」とはならず、また、その４分の３の額について納付しなければ「未納・滞納期間」となるため、「保険料納付済期間」となることはない。

Ｂ　○（平30.12.6年管管発1206第１号）

設問のとおりである。

Ｃ　×（昭60法附則８条４項）

第２号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間は、「合算対象期間に算入される」。

Ｄ　×（法11条の２、94条の６）

被保険者の種別に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなされるが、この場合、設問の後半部分のように、第１号被保険者としての保険料の納付をもって第２号被保険者としての保険料を徴収したものとみなす旨の規定はない。第２号被保険者及び第３号被保険者については、これらの被保険者に係る基礎年金の費用負担が基礎年金拠出金の納付を通して行われているため、国民年金の保険料を納付する必要はない。

Ｅ　×（法36条の２第１項２号・３号、則34条の４）

刑事施設等に収容等されている場合であっても、未決勾留中の者（判決が確定していない者）については、有罪が確定するまでは、20歳前傷病による障害

基礎年金は、「支給停止しない」。

〔問６〕国民年金法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

A　震災、風水害、火災その他これに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき、被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合は、その損害を受けた月から翌年の９月までの20歳前傷病による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得を理由とする支給の停止は行わない。

B　未支給の年金の支給の請求は、老齢基礎年金の受給権者が同時に老齢厚生年金の受給権を有していた場合であって、未支給の年金の支給の請求を行う者が当該受給権者の死亡について厚生年金保険法第37条第１項の請求を行うことができる者であるときは、当該請求に併せて行わなければならない。

C　老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を有する者であって支給繰下げの申出をすることができるものが、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行う場合、老齢厚生年金の支給繰下げの申出と同時に行わなければならない。

D　第三者の行為による事故の被害者が受給することとなる障害基礎年金、第三者の行為による事故の被害者の遺族が受給することとなる遺族基礎年金及び寡婦年金は、損害賠償額との調整の対象となるが、死亡一時金については、保険料の掛け捨て防止の考え方に立った給付であり、その給付額にも鑑み、損害賠償を受けた場合であっても、損害賠償額との調整は行わない。

E　遺族基礎年金の受給権を有する配偶者と子のうち、すべての子が直系血族又は直系姻族の養子となった場合、配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は消滅するが、子の有する遺族基礎年金の受給権は消滅しない。

解答・解説

問６　正解Ｃ

Ａ　〇（法36条の４第１項）

設問のとおりである。

Ｂ　〇（則25条３項）

設問のとおりである。

Ｃ　×（法28条）

老齢基礎年金の支給繰下げの申出は、これを単独で行うことも、老齢厚生年金の支給繰下げの申出と同時に行うこともできる。したがって、老齢厚生年金の支給繰下げの申出と「同時に行わなければならないものではない」。

Ｄ　〇（平27.9.30年管管発0930第６号）

設問のとおりである。死亡一時金については、受給権者が損害賠償を受けた場合であっても、当該損害賠償額との調整は行わない。

Ｅ　〇（法40条）

設問のとおりである。全ての子が直系血族又は直系姻族の養子となった場合（配偶者の養子となった場合を除く。）、その全ての子は失権しないが、全ての子が減額改定事由に該当するので、配偶者は失権する。

〔問７〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　保険料の納付受託者が、国民年金法第92条の５第１項の規定により備え付けなければならない帳簿は、国民年金保険料納付受託記録簿とされ、納付受託者は厚生労働省令で定めるところにより、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれをその完結の日から３年間保存しなければならない。

B　国民年金・厚生年金保険障害認定基準によると、障害の程度について、１級は、例えば家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできない状態又は行ってはいけない状態、すなわち、病院内の生活でいえば、活動範囲がおおむね病棟内に限られる状態であり、家庭内でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる状態であるとされている。

C　被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、その子は、当該被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなされるとともに、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなされ、その子の遺族基礎年金の受給権は被保険者等の死亡当時にさかのぼって発生する。

D　国民年金法第21条の２によると、年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、その過誤払が行われた年金給付は、債務の弁済をすべき者の年金給付の内払とみなすことができる。

E　国民年金法附則第５条第１項によると、第２号被保険者及び第３号被保険者を除き、日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上70歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、任意加入被保険者となることができる。

解答・解説

問７　正解Ａ

Ａ　〇（法92条の５第１項、則72条の７）

設問のとおりである。納付受託者は、国民年金保険料納付受託記録簿を備え付け、これをその完結の日から３年間保存しなければならない。

Ｂ　×（国民年金・厚生年金保険障害認定基準）

設問は、「２級」の障害の程度に関する記述である、なお、１級の障害の程度は、国民年金・厚生年金保険障害認定基準によると、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものであるとされている。

Ｃ　×（法37条の２第２項）

被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、「将来に向かって」、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなすこととされているため、被保険者等の死亡当時に「さかのぼって遺族基礎年金の受給権が発生するのではない」。例えば、夫の死亡の当時胎児であった子（第１子とする）が出生したときは、その出生日に遺族基礎年金の受給権が発生し、当該出生日の属する月の翌月から遺族基礎年金の支給が開始される。

Ｄ　×（法21条の２）

設問の場合、債務の弁済をすべき者の年金給付の内払とみなすことができるのではなく、「当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる」とされている。

Ｅ　×（法附則５条１項３号）

国民年金法附則第５条第１項によると、第２号被保険者及び第３号被保険者を除き、日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上「65歳未満」の者は、厚生労働大臣に申し出て、任意加入

被保険者となることができる。

〔問８〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　令和５年度の老齢基礎年金の額は、名目手取り賃金変動率がプラスで物価変動率のプラスを上回ったことから、令和５年度において67歳以下の人（昭和31年４月２日以降生まれの人）は名目手取り賃金変動率を、令和５年度において68歳以上の人（昭和31年４月１日以前生まれの人）は物価変動率を用いて改定され、満額が異なることになったため、マクロ経済スライドによる調整は行われなかった。

B　令和５年度の実際の国民年金保険料の月額は、平成29年度に引き上げが完了した上限である16,900円（平成16年度水準）に、国民年金法第87条第３項及び第５項の規定に基づき名目賃金の変動に応じて改定された。

C　保険料の４分の３免除、半額免除及び４分の１免除の規定により、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、追納を行うためには、その免除されていない部分である残余の額が納付されていなければならない。

D　昭和36年４月１日から平成４年３月31日までの間で、20歳以上60歳未満の学生であった期間は、国民年金の任意加入期間とされていたが、その期間中に加入せず、保険料を納付しなかった期間については、合算対象期間とされ、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算に関しては保険料納付済期間に算入されない。

E　保険料の全額免除期間については、保険料の全額免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料をその後追納しなくても老齢基礎年金の年金額に反映されるが、それは免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用について国庫が負担しているからであり、更に、平成15年４月１日以降、国庫負担割合が３分の１から２分の１へ引き上げられたことから年金額の反映割合も免除の種類に応じて異なっている。

解答・解説

問８　正解Ｃ

Ａ　×（法27条の４第１項、27条の５第１項、改定率改定令１条）

令和５年度の改定率の改定については、新規裁定者及び既裁定者ともにマクロ経済スライドによる調整が「行われた」。新規裁定者と既裁定者とで、老齢基礎年金の満額がそれぞれ異なる額となった場合でも、マクロ経済スライドによる調整は行われる。

Ｂ　×（法87条３項）

令和５年度の実際の国民年金保険料の月額は、法87条３項において令和元年度以後の年度に属する月の月分として規定されている「17,000円」に保険料改定率を乗じて得た額とされる。国民年金の保険料は、平成16年法律改正により、毎年280円ずつ引き上げ、平成29年４月以降は16,900円となることが法定されていたが、これらの金額は平成16年度価格であり、実際の各年度における保険料は、法定された各年度の保険料額に物価や賃金の変動を反映した保険料改定率を乗じた額となる。ただし、平成31年４月から、第１号被保険者について産前産後期間中の保険料免除制度が実施されたため、令和元年度以後の法定月額は、17,000円となった。なお、保険料改定率については、毎年度、「当該年度の前年度の保険料改定率×名目賃金変動率」を基準として改定される。

Ｃ　〇（法94条１項）

設問のとおりである。４分の３免除、半額免除又は４分の１免除に係る保険料を追納する場合、これらの免除に係る保険料を追納するためには、その残余の額（免除されていない部分の額）について納付していなければならない。その残余の額について保険料を納付していない場合は、未納・滞納期間となってしまうためである。

Ｄ　×（法附則９条１項、昭60法附則８条５項、平元法附則４条１項）

昭和36年４月１日から「平成３年３月31日まで」の間で、20歳以上60歳未満の学生であった期間は、国民年金の任意加入期間とされていたが、その期間中に加入せず、保険料を納付しなかった期間については、合算対象期間とされ、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算に関しては保険

料納付済期間に算入されない。学生等は、平成３年３月31日以前が国民年金の任意適用であって、平成３年４月１日からは国民年金が強制適用されることとなった。

Ｅ　×（法27条、平16法附則10条１項）

　国庫負担割合が３分の１から２分の１へ引き上げられたのは、「平成21年４月１日以降」である。

〔問９〕国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　老齢基礎年金の繰上げの請求をした場合において、付加年金については繰上げ支給の対象とはならず、65歳から支給されるため、減額されることはない。

B　在職しながら老齢厚生年金を受給している67歳の夫が、厚生年金保険法第43条第２項に規定する在職定時改定による年金額の改定が行われ、厚生年金保険の被保険者期間が初めて240月以上となった場合、夫により生計維持され老齢基礎年金のみを受給していた66歳の妻は、65歳時にさかのぼって振替加算を受給できるようになる。

C　年金額の増額を図る目的で、60歳以上65歳未満の間に国民年金に任意加入をする場合、当該期間については、第１号被保険者としての被保険者期間とみなされるため、申請すれば、一定期間保険料の免除を受けることができる。

D　毎支払期月ごとの年金額の支払において、その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとされている。また、毎年３月から翌年２月までの間において、切り捨てた金額の合計額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該２月の支払期月の年金額に加算して支払うものとされている。

E　国民年金基金の加入員は、国民年金保険料の免除規定により、その全部又は一部の額について、保険料を納付することを要しないものとされたときは、該当するに至った日の翌日に加入員の資格を喪失する。

解答・解説

問９　正解Ｄ

Ａ　×（法附則９条の２第６項）

老齢基礎年金と付加年金の受給権を有する者が、老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合は、「付加年金も繰上げ支給される（老齢基礎年金と同様の減額率で減額される。）」。

Ｂ　×（昭60法附則14条２項）

設問のように、妻が65歳に達した後に夫の老齢厚生年金の受給権が発生するときであっても、当該老齢厚生年金の受給権が発生した時点において、加給年金額の対象となる要件を満たしている場合には、振替加算が行われるが、この場合、「夫が要件を満たすに至った日の属する月の翌月から」振替加算が行われるのであって、妻の65歳時にさかのぼって振替加算が行われるのではない。

Ｃ　×（法附則５条10項）

任意加入被保険者には、保険料免除の規定は「適用されない」。

Ｄ　○（法18条の２）

設問のとおりである。

Ｅ　×（法127条３項３号）

国民年金基金の加入員は、国民年金保険料の免除規定により、その全部又は一部の額について、保険料を納付することを要しないものとされたときは、「当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日」に加入員の資格を喪失する。

〔問10〕国民年金法に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア　20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の10月から翌年の９月まで、その全部又は３分の１に相当する部分の支給が停止される。

イ　障害の程度が増進したことによる障害基礎年金の額の改定請求については、障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金の受給権を取得した日又は国民年金法第34条第１項の規定による厚生労働大臣の障害の程度の診査を受けた日から起算して１年を経過した日後でなければ行うことができない。

ウ　65歳以上の場合、異なる支給事由による年金給付であっても併給される場合があり、例えば老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給される。一方で、障害基礎年金の受給権者が65歳に達した後、遺族厚生年金の受給権を取得した場合は併給されることはない。

エ　配偶者の有する遺族基礎年金の受給権は、生計を同じくする当該遺族基礎年金の受給権を有する子がいる場合において、当該配偶者が国民年金の第２号被保険者になったときでも、当該配偶者が有する遺族基礎年金の受給権は消滅しない。

オ　老齢基礎年金を受給している者が、令和５年６月26日に死亡した場合、未支給年金を請求する者は、死亡した者に支給すべき年金でまだその者に支給されていない同年５月分と６月分の年金を未支給年金として請求することができる。なお、死亡日前の直近の年金支払日において、当該受給権者に支払うべき年金で支払われていないものはないものとする。

A　（アとウ）　B　（アとエ）　C　（イとエ）
D　（イとオ）　E　（ウとオ）

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとエを正しいとするＣが正解となる。

問10　正解Ｃ

ア　×（法36条の３第１項）

20歳前傷病による障害基礎年金は、受給権者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の10月から翌年の９月まで、その全部又は「２分の１（子の加算額が加算された障害基礎年金にあっては、その額から子の加算額を控除した額の２分の１）」に相当する部分の支給が停止される。

イ　〇（法34条３項）

設問のとおりである。受給権者は、次の日から起算して１年を経過した日後でなければ、障害の程度が増進したことによる年金額改定の請求をすることができない。ただし、外見的に明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合等厚生労働省令で定める一定の場合には、当該１年を経過した日後でなくても額の改定請求ができる。

①　障害基礎年金の受給権を取得した日

②　厚生労働大臣の診査を受けた日（「改定された日」ではない）

ウ　×（法20条１項、法附則９条の２の４）

65歳以上の場合、障害基礎年金と遺族厚生年金についても、異なる支給事由による場合であっても「併給される」。

エ　〇（法40条）

設問のとおりである。「生計を同じくする当該遺族基礎年金の受給権を有する子がいる場合において、当該配偶者が国民年金の第２号被保険者になったとき」は、配偶者の有する遺族基礎年金の失権事由には該当しない。

オ　×（法18条、19条）

設問の場合、死亡した者は令和５年６月において令和５年４月分及び同年５月分の年金の支給を既に受けているため、まだ支給されていない未支給年金は、「令和５年６月分のみ」である。